

知的財産権入門

～ビジネスに必要な知的財産権の知識～

0	知的財産の保護と法律	1
1	特許権・実用新案権	2
2	意匠権	8
3	商標と商号	11
4	著作権等	14
5	不正競争防止法	20
6	その他の知的財産と関連法等	23
7	コンピュータソフトウエアの知的財産権	26
8	営業秘密と個人情報保護	27
9	事例研究・事例紹介	28

中小企業診断士
あたりたくや

0 知的財産の保護と法律

(1) 知的財産基本法 …知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進が目的

知的財産基本法

- 基本理念、国・地方公共団体・大学・事業者の責務
- 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画
- 知的財産戦略本部の設置

(2) 知的財産とは

知的財産

- ①人間の創造的活動により生み出されるもの…発明、意匠、著作など
- ②事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの…商標など
- ③事業活動に用いられる有用な技術上又は営業上の情報…営業秘密など

↓ 権利化

知的財産権

	知的創造物についての権利	営業標識についての権利
産業財産権 (特許庁に 登録)	・ 特許権 (特許法…発明) ・ 実用新案権 (実用新案法…考案) ・ 意匠権 (意匠法…デザイン)	・ 商標権 (商標法…商標)
その他	・ 育成者権 (種苗法…植物新品種) ・ 回路配置利用権 (半導体集積回路配置法…ICチップ)	・ 商号 (商法、会社法…商号)
著作権 (著作権法)	・ 著作財産権 ・ 著作者人格権 (公表権など) ・ 著作隣接権	・ 著作人格権 (氏名表示権)
不正競争 防止法	・ 営業秘密 (ノウハウ・顧客リスト) ・ 商品形態 ・ コピープロテクション等	・ 周知表示 ・ 著名表示 ・ ドメイン名 ・ 原産地の表示 ・ 海外商標の利用権

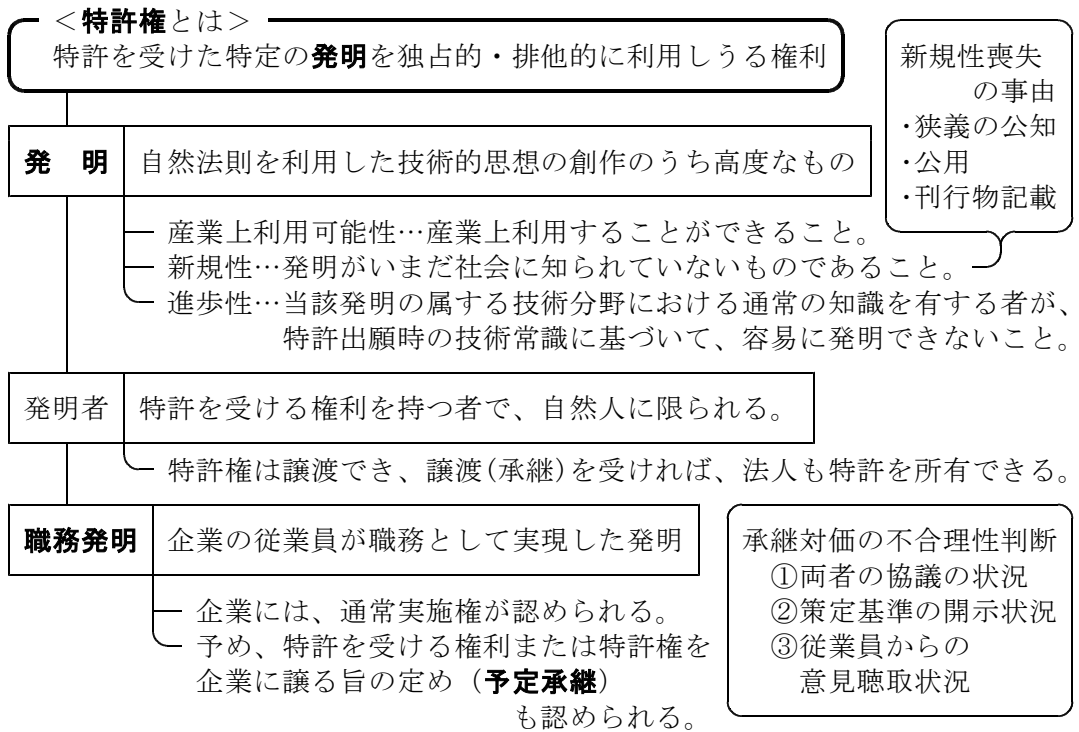
	保護の対象	公秘	登録	存続期間
特許権	発明	公開	必要	出願から20年
実用新案権	考案 (小発明)	公開	必要	出願から10年 (無審査登録)
意匠権	デザイン	公開	必要	登録から25年
商標権	トレードマーク、サービスマークなど	公開	必要	登録から10年 (更新可能)
著作権	著作物、コンピュータプログラム	公開	任意	著作者個人の死後70年
営業秘密	秘密の技術や営業ノウハウ	秘密	不可	秘密である限り

特許権・実用新案権・意匠権などは、独占排他的な実施権を付与する一方で、それを公開して公衆に利用する機会を与えることによって、我が国**産業の発展**に寄与することを目的としている。(特許法・実用新案法・意匠法の各1条など)

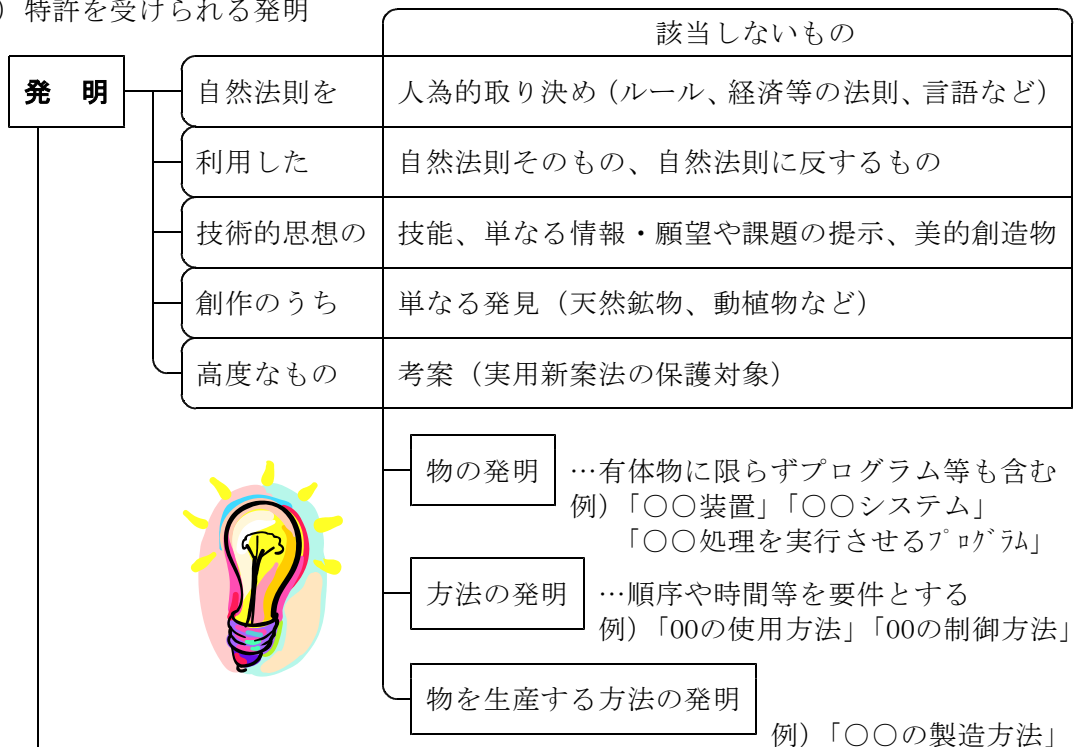
※知的財産権の行きすぎた行使は、**独占禁止法**の規制を規制を受ける。

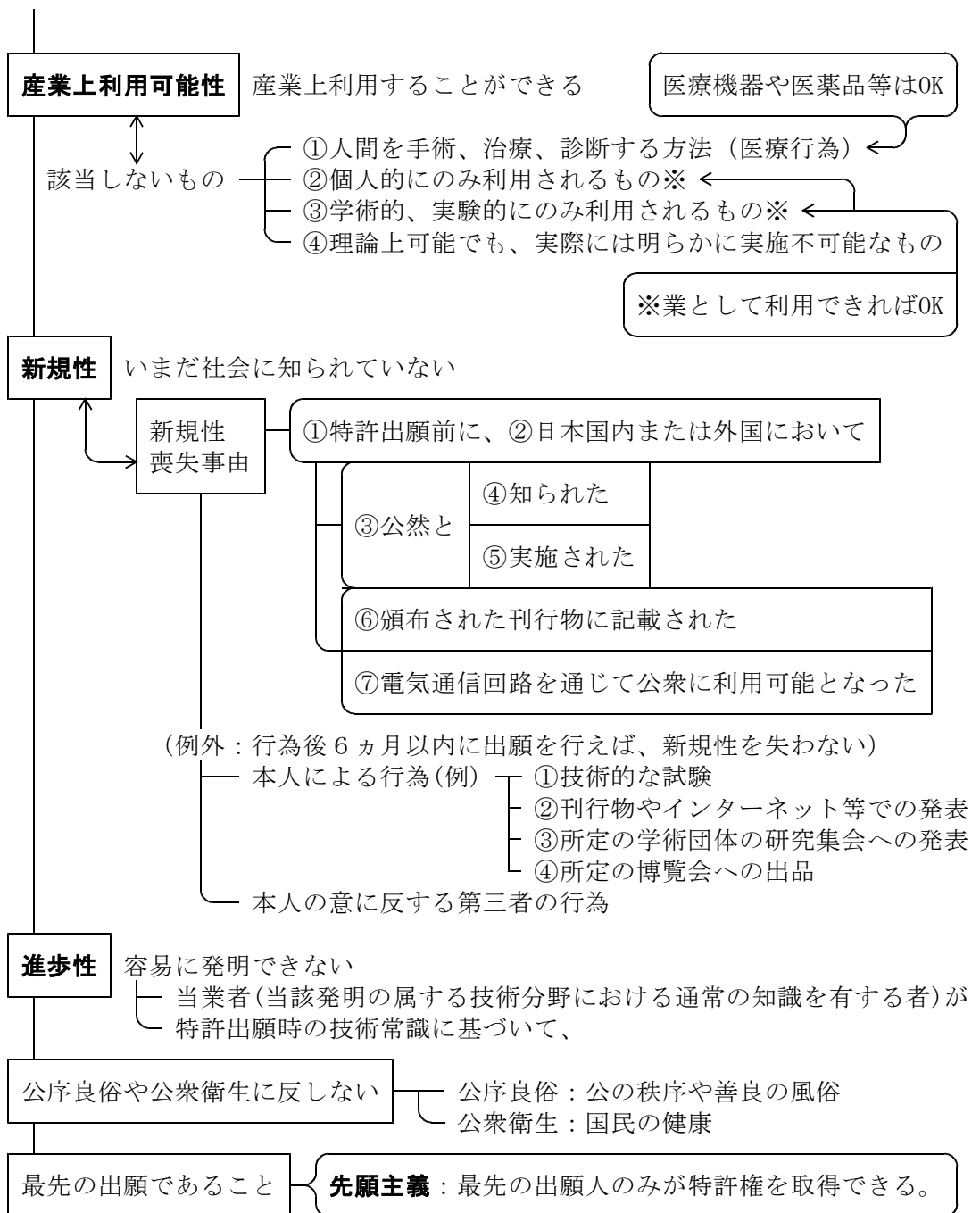
1 特許権・実用新案権 …特許法・実用新案法による保護

(1) 特許権



(2) 特許を受けられる発明

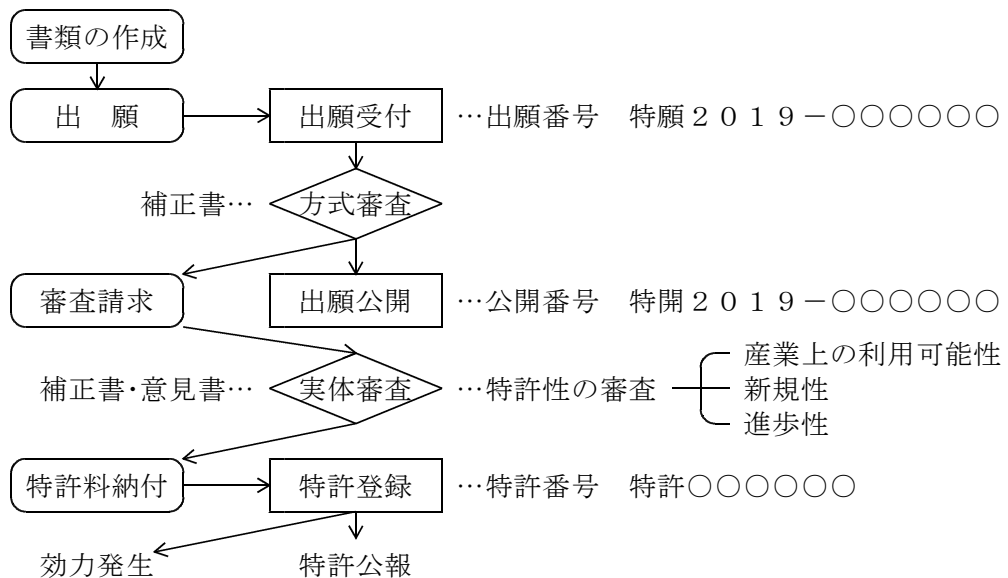




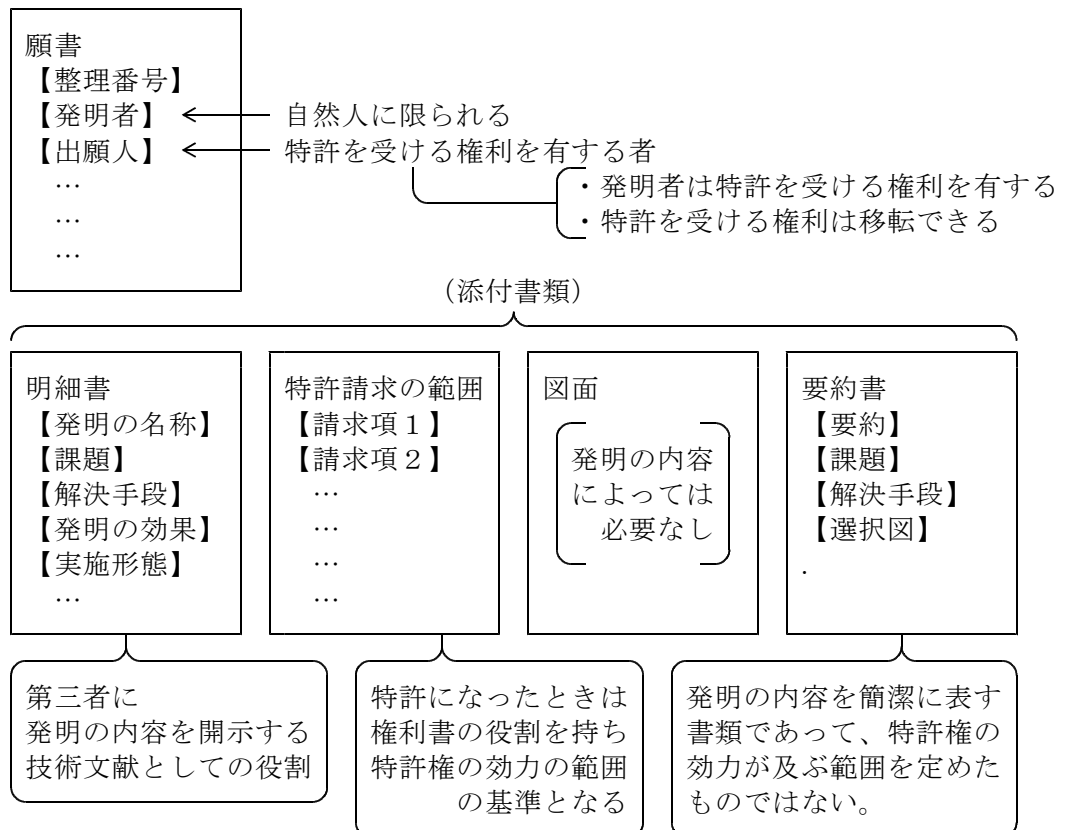
かつては、最初に発明をした発明者に特許権を与える**先発明主義**を採る国もありましたが、2013年に転換した米国を最後に、全ての国が先願主義となりました。

(3) 特許出願

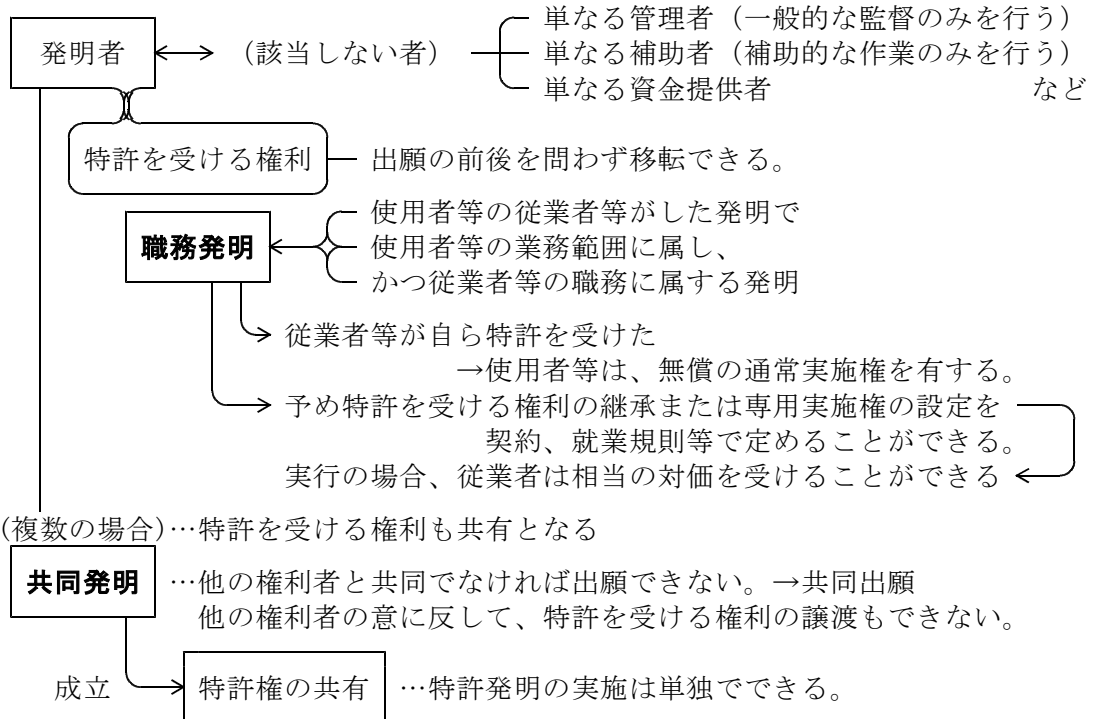
●特許権の取得手続



●特許出願に必要な書類

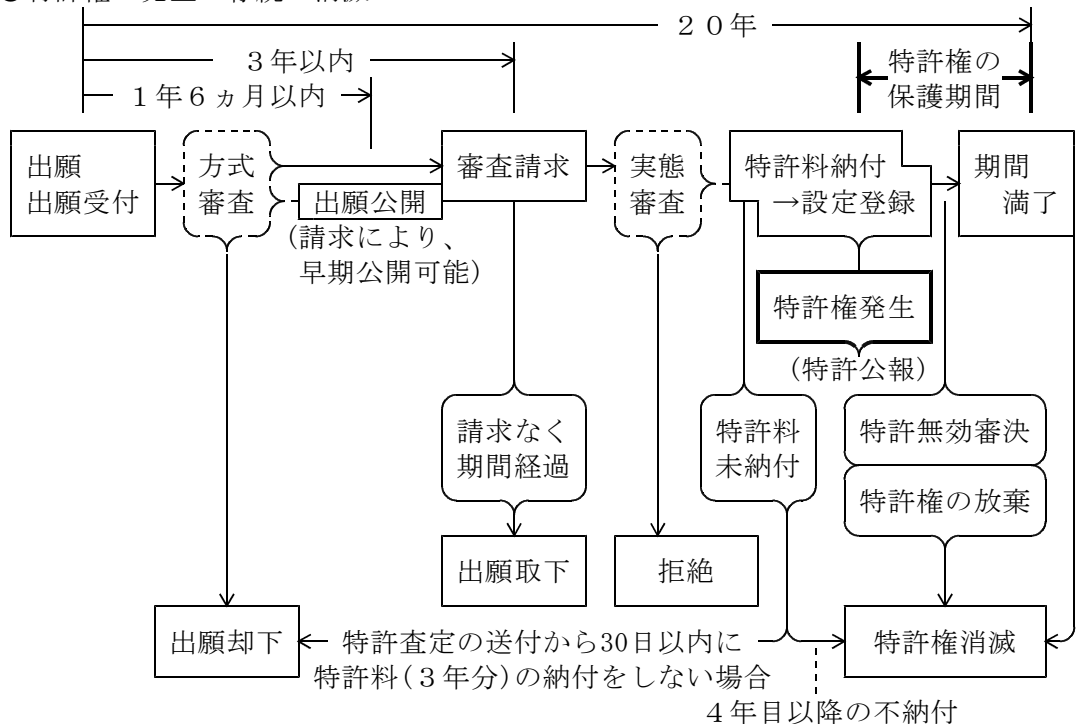


(4) 特許を受けることができる者

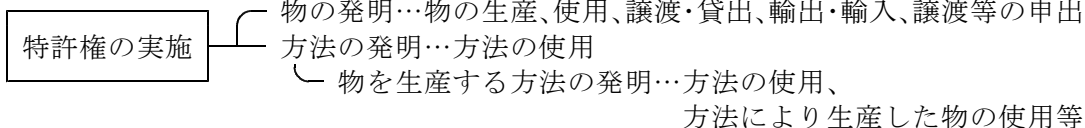


(5) 特許権の管理

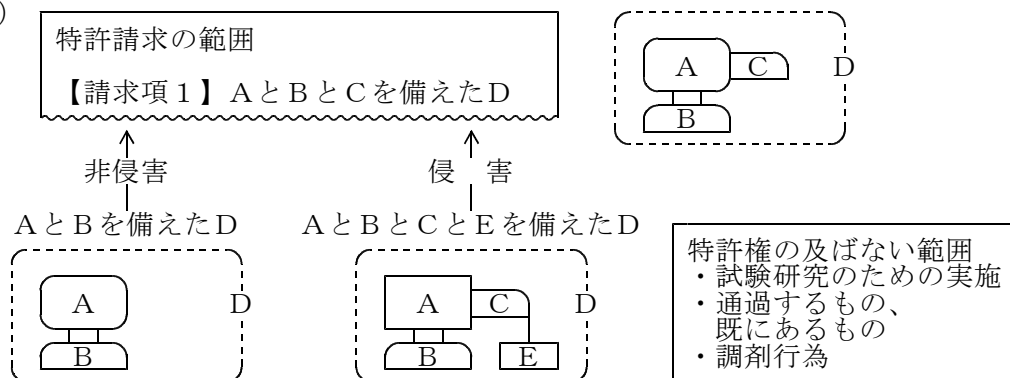
●特許権の発生・存続・消滅



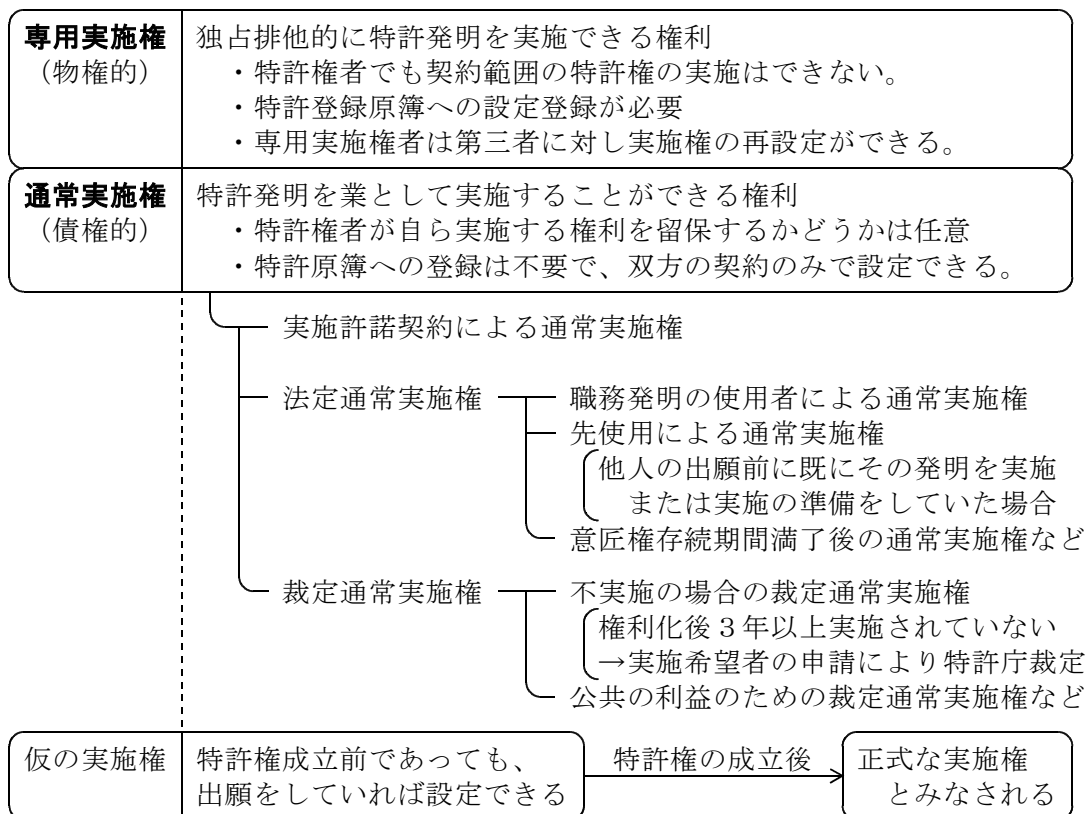
●特許権の実施



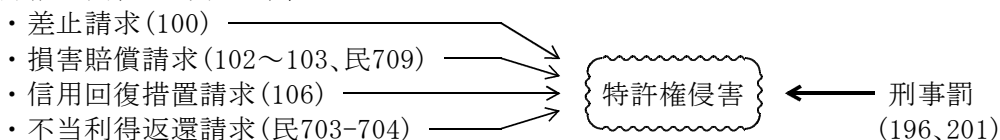
●特許権の範囲…特許請求の範囲の記載に基づいて定められる例)



●特許権の実施許諾



●特許権の侵害に対する措置



実施許諾契約と独占禁止法

実施者の利益を著しく制限する不当な条件は、「不公正な取引方法」等に該当する。

例) 特許権に無効事由があっても無効審判請求を行わない（不爭義務）

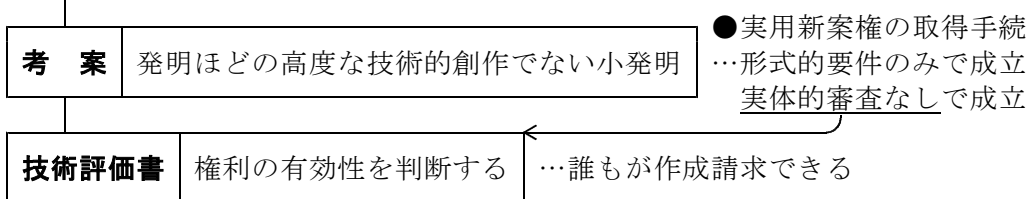
特許製品の販売価格・再販売価格の拘束

特許権消滅後の使用制限

(6) 実用新案権 …実用新案法による保護

＜**実用新案権**とは＞

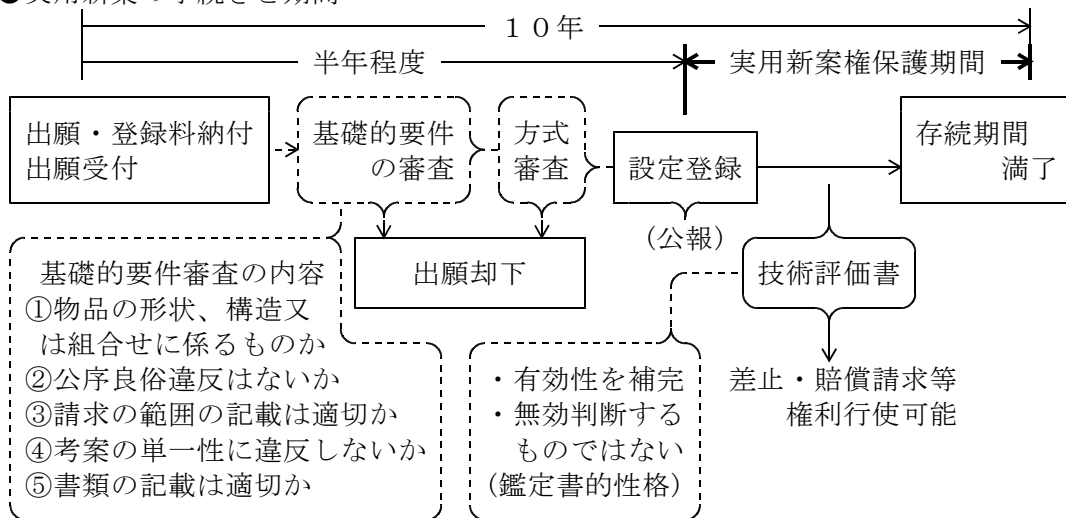
物品の形状、構造または組合せに係わる**考案**を独占的に利用する権利



実用新案権の**権利行使**には、技術評価書の提示が必要

差止(27)、不当利得、
損害賠償(29、民709)、
信用回復(30、特許106)

●実用新案の手続きと期間



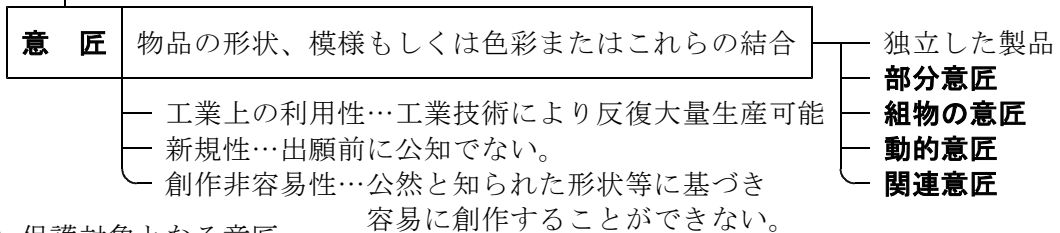
2 意匠権 …意匠法による保護

(1) 意匠権

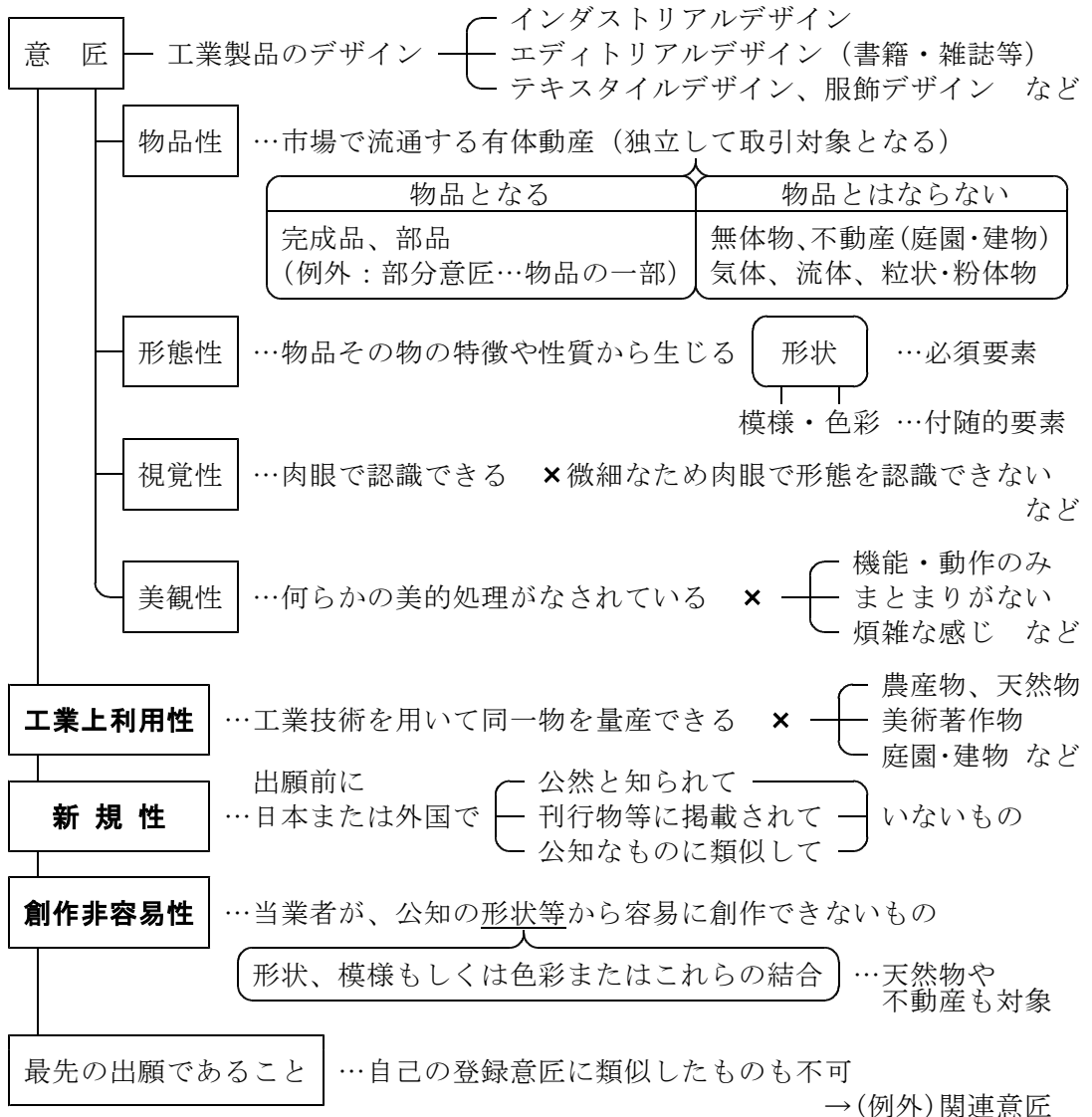
＜意匠権とは＞

物品について創作した工業上利用可能な新しい**意匠(デザイン)**の独占権

審美的
創作



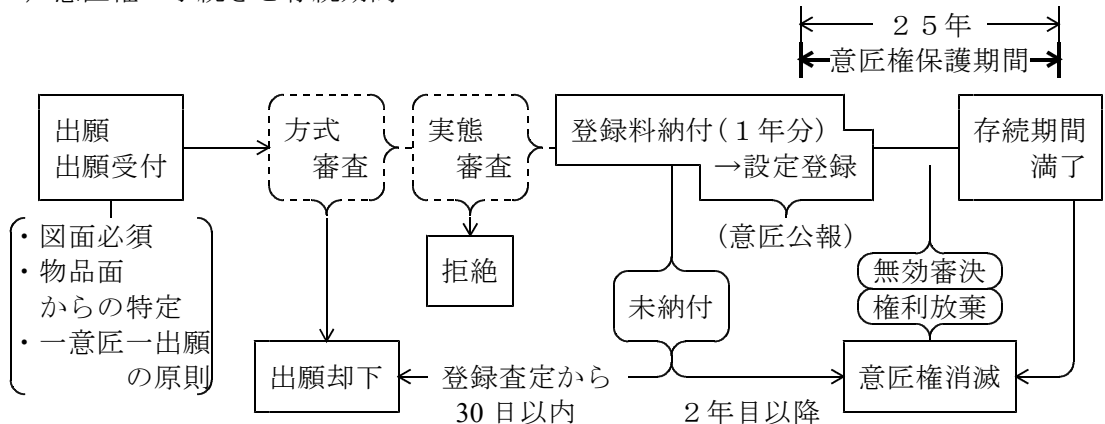
(2) 保護対象となる意匠



その他の不登録事由

- ・ 公序良俗違反…赤十字マークや国旗、国家元首の顔、わいせつ物などを模した意匠
- ・ 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれ…著名商標等を利用した意匠など
- ・ 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる…必然的に定まる意匠

(3) 意匠権の手続きと存続期間

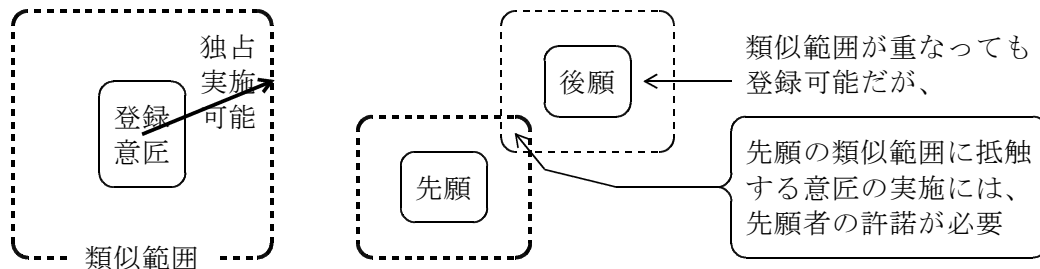


(4) 特殊な意匠

部分意匠	「物品の独立性」の例外 物品の部分になされた特徴ある意匠 →全体としては異なっている、その部分は保護される。
組物の意匠	「一意匠一出願の原則」の例外 集合物が有する全体としての統一感、省令で定める56品目のみ →個々の構成物品には及ばない。
動的意匠	「一意匠一出願の原則」の例外 物品の機能として意匠が変化する場合、変化の前後にわたる意匠について一出願で登録可能
関連意匠	「先願規定」の例外 本意匠の公報が発行されるまでに、同一人から出願された類似意匠 →本意匠を表示して出願する。
秘密意匠	「登録公報制度」の例外 登録から一定期間(3年以内で設定)、意匠の公開を秘密にする ←流行性があり模倣も容易である一方、累積進歩は少ないから

(5) 意匠権の効力

登録した意匠と同一および類似する意匠を、業として、独占排他的に実施できる。



※試験研究のための実施は、意匠権を侵害しない。

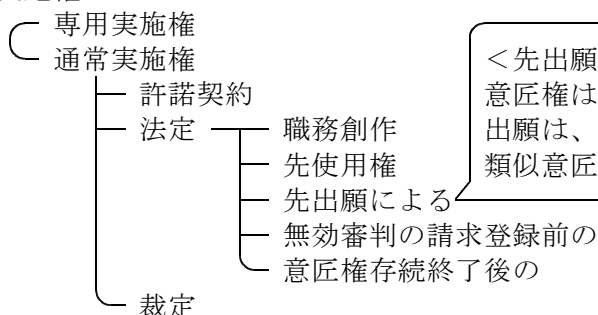
●意匠の同一と類似

		物 品	
		同一	類似
形態	同一	同一意匠	類似意匠
	類似		

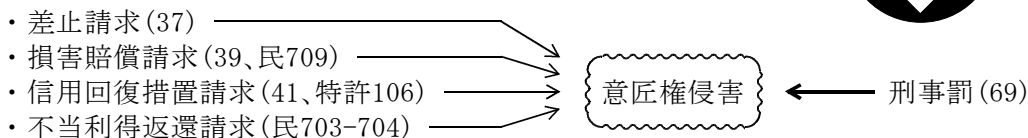
- ・物品の同一：用途…同じ、機能…同じ
- ・物品の類似：用途…同じ、機能…異なる

…形態の類似：
需用者の視覚を通じて起きる美観に基づく

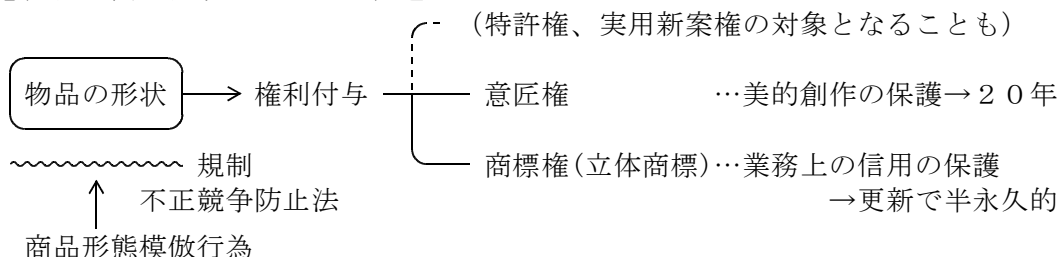
●実施権



●意匠権の侵害に対する措置

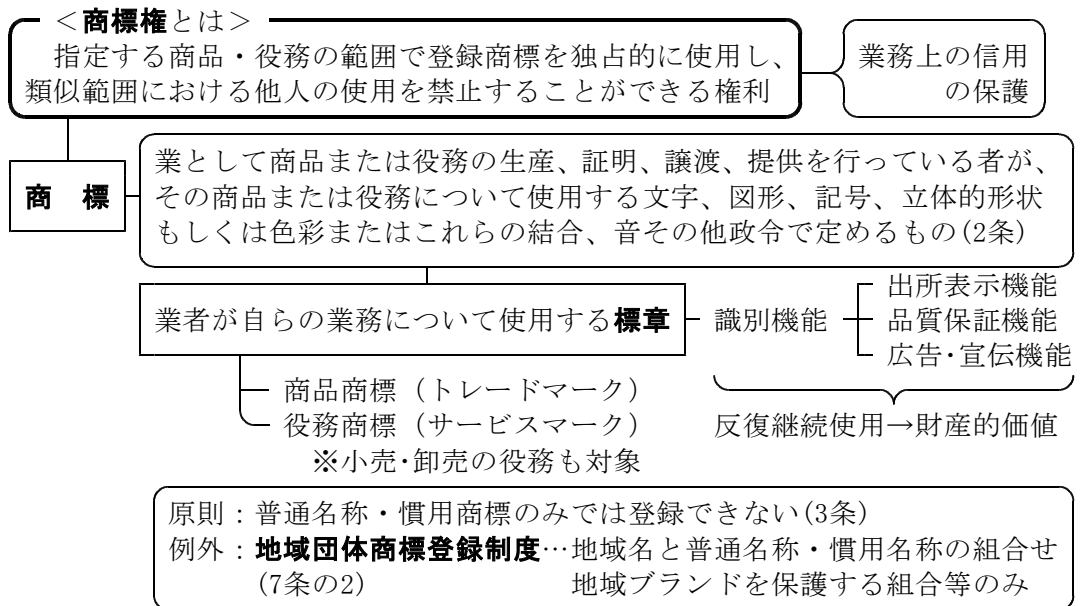


●意匠法の関連法規およびその相違点

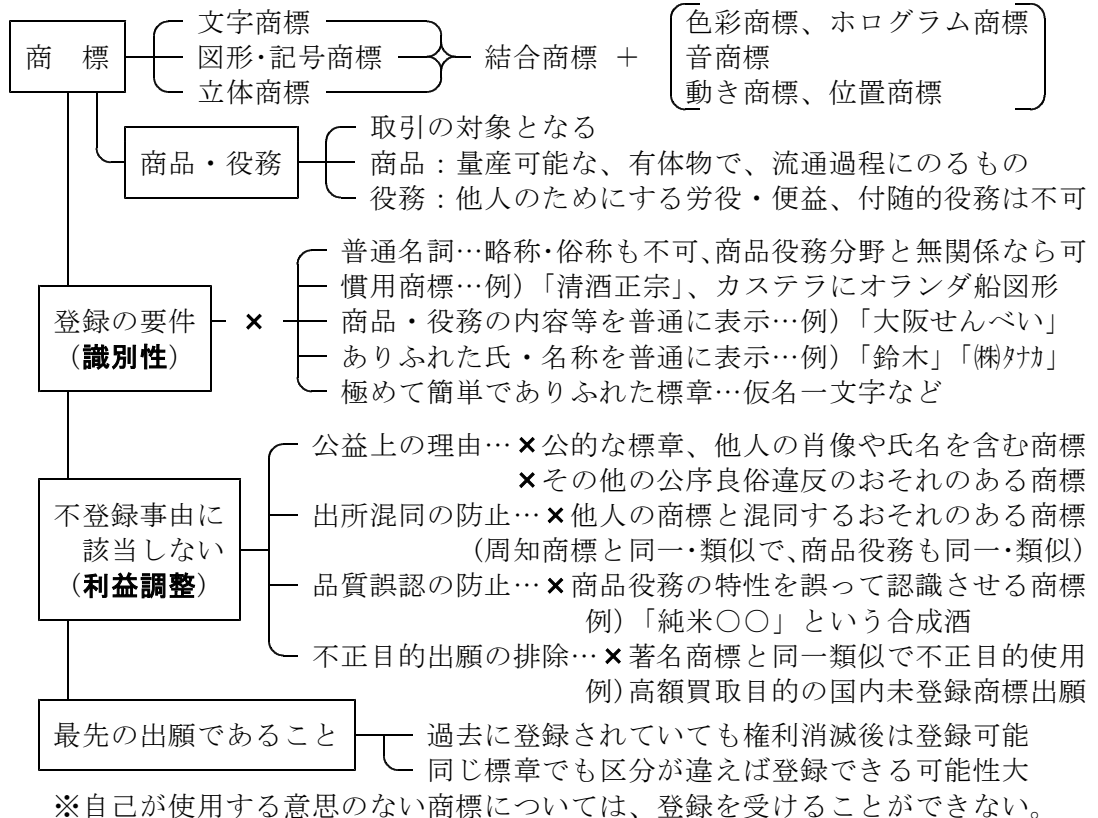


3 商標と商号（ブランドの保護）

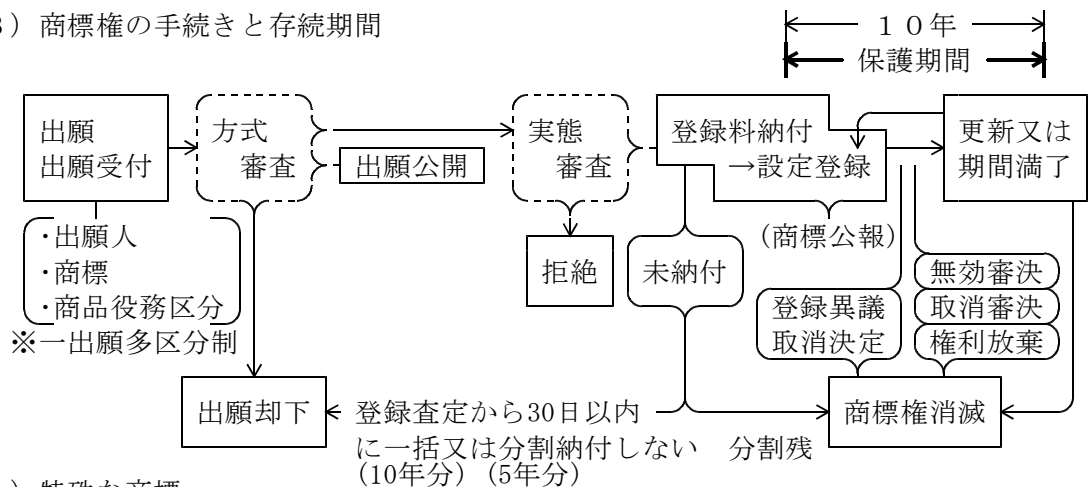
（1）商標権 …商標法による保護



（2）登録を受けられる商標



(3) 商標権の手続きと存続期間



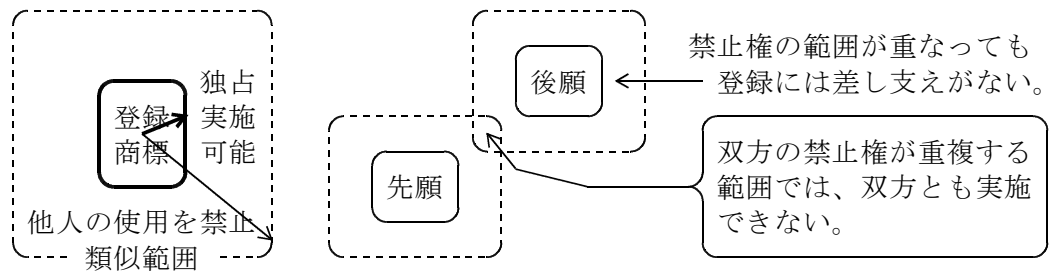
(4) 特殊な商標

団体商標 制度	社団法人や事業協同組合、農業協同組合などについては、自己が使用しない商標であっても、構成員に使用させるための商標の登録が可能
地域団体 商標制度	地域名と普通名称・慣用名称の組合せによる商標であっても、地域ブランドを保護するため、事業協同組合等にかぎり商標登録可能とする
防護標章 登録制度	禁止権の範囲を非類似の商品・役務に拡大して、著名登録商標を保護する

(5) 商標権の効力

●商標権の効力

- ・専用権：登録した商標と同一の商標を、業として、独占排他的に実施できる。
- ・禁止権：登録した商標と同一および類似する商標の実施を禁止できる。
(禁止権の範囲での本人の実施は、権利侵害ない限りは可能。ただし保護なし)



●商標の同一と類似

		商品・役務	
		同一	類似
商標	同一	同一商標(専用権)	
	類似	類似商標(禁止権)	

●不使用商標取消審判

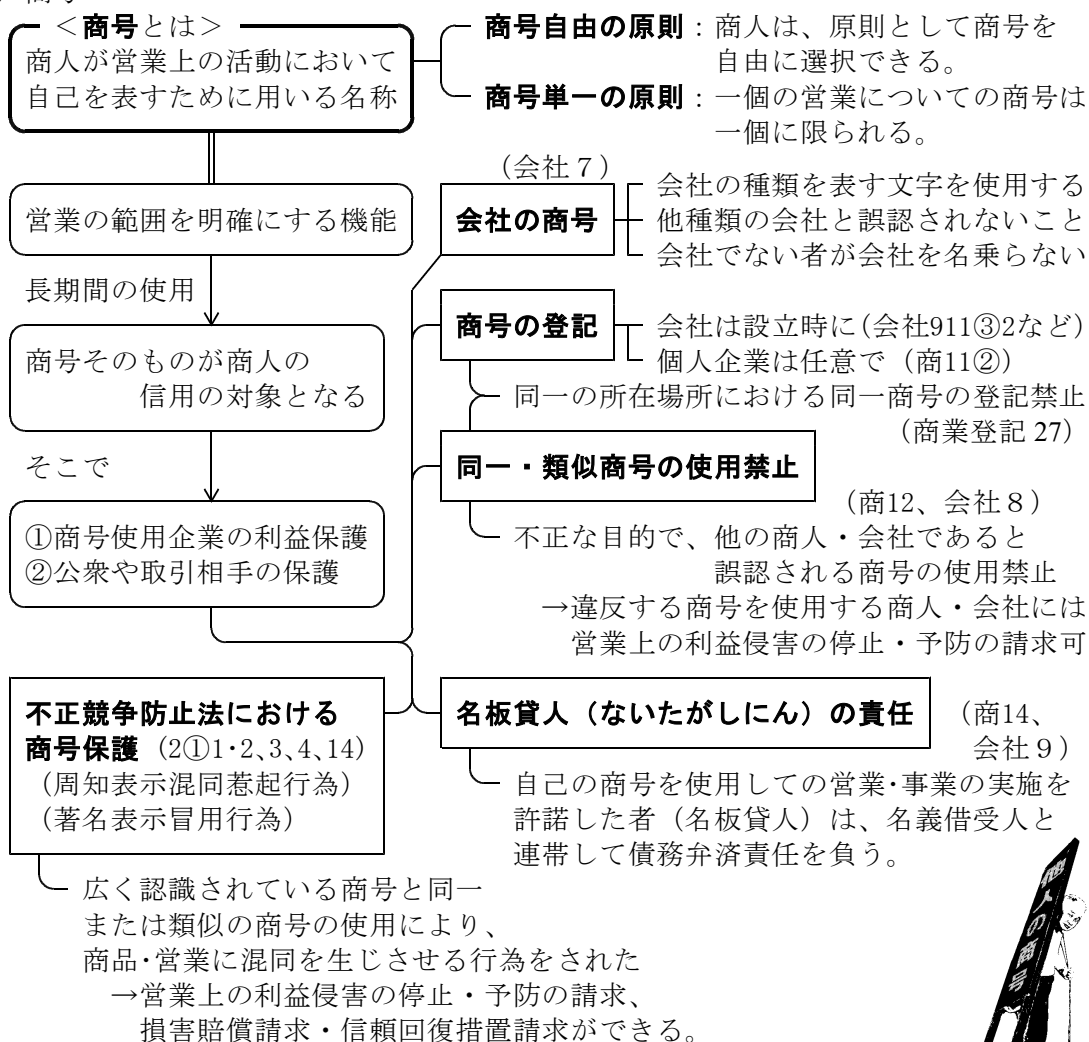
継続して3年以上使用していない商標については、誰でも取消審判を請求できる。

- 実施権
 - ・専用権の範囲でのみ許諾可能 — 専用実施権(30)
 - ・通常実施権(31)
 - ・禁止権の範囲で商標法上の実施許諾はできない
→実務上は、禁止権の範囲でも実質的な使用許諾は行われている。…保護なし

●商標権の侵害に対する措置

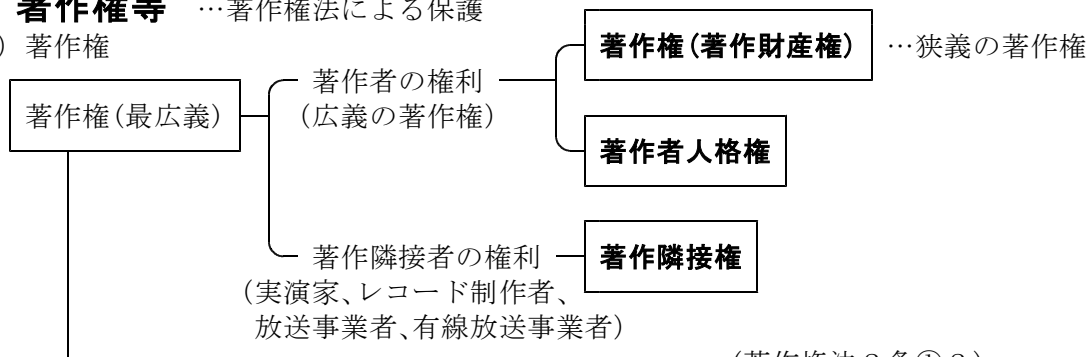
- ・差止請求(36)
 - ・損害賠償請求(39、民709)
 - ・信用回復措置請求(39、特許106)
 - ・不当利得返還請求(民703-704)
- 商標権侵害 ← 刑事罰(78～)

(6) 商号



4 著作権等 …著作権法による保護

(1) 著作権



著作物	(著作権法2条①2) 思想または感情を創作的に表現した文芸・学術・美術・音楽に属するもの
------------	--

● 著作物の種類(著作権法10条)

言語	音楽	舞踊・無言劇
美術	建築	図形
映画	写真	プログラム

著作権権利侵害の適用除外の例

- ①法令・通達など
- ②国・公共団体が作成する著作
- ③時事問題に関する論説の転載
- ④私的使用
- ⑤適切な引用

● 著作権の種類と内容

自動公衆送信のデジタル録画・録音は不可

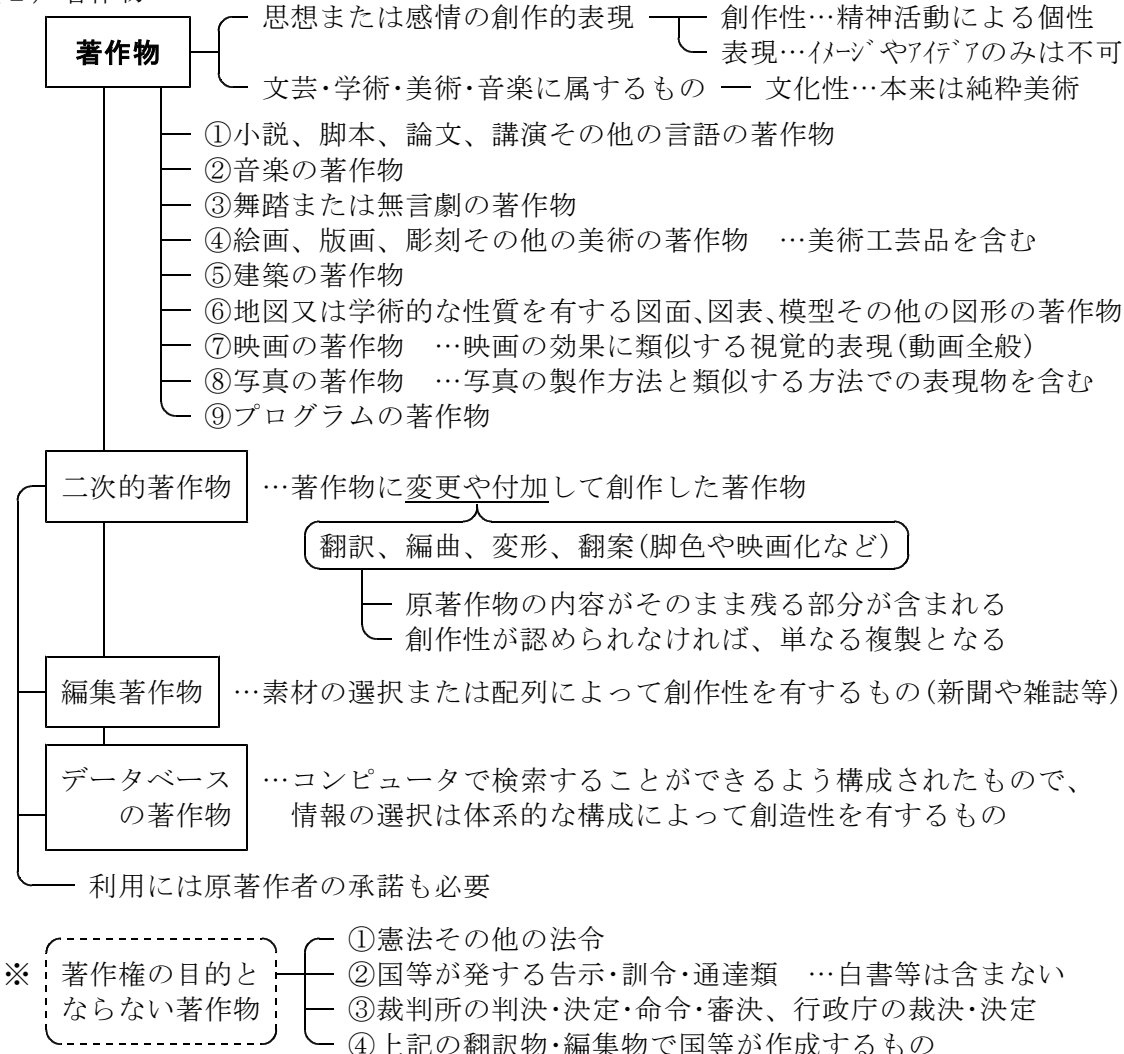
作者の権利		著作隣接権		
著作者 人格権	著作権(財産権)	実演家人格権	財産権	
			許諾権	報酬請求権
公表権	複製権 上演権・演奏権	氏名表示権	録音権 ・録画権	放送 二次使用料を 受ける権利
氏名 表示権	上映権 公衆送信権・伝達権	同一性保持権	放送権 ・有線放送権	貸レコードに ついて報酬を 受ける権利
同一性 保持権	口述権 展示権 頒布権 譲渡権 貸与権 翻訳権・翻案権(二次的 著作物の創作権) 二次的著作物の利用権		送信可能化権	
			譲渡権	
			貸与権	

● 著作権の効力

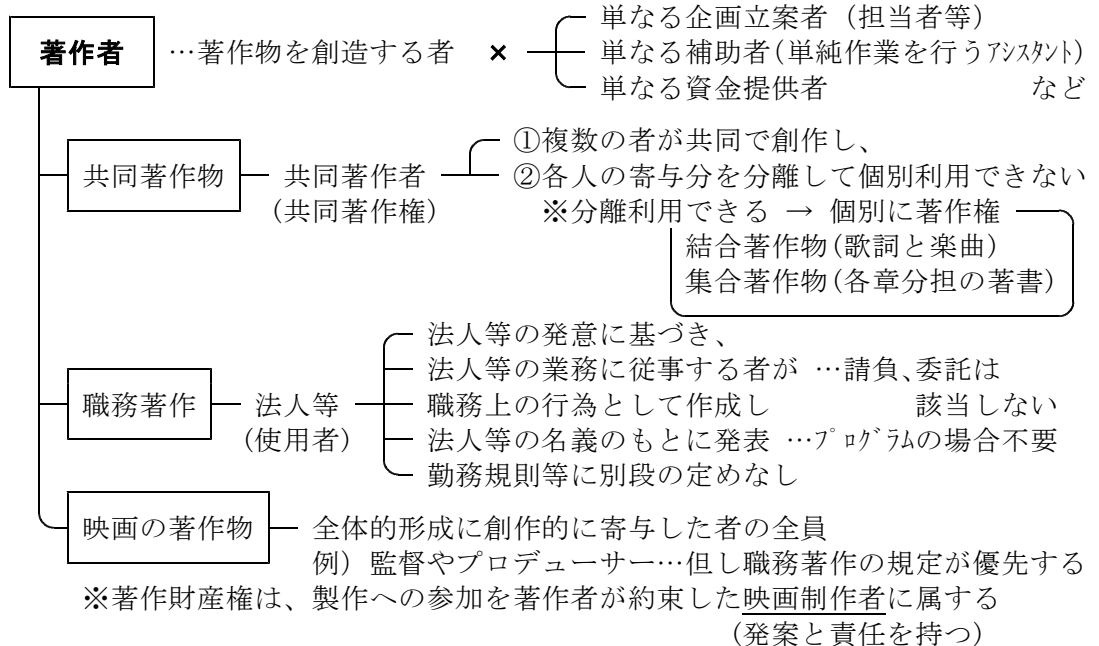
- ・ 成立…著作物を創作した時に成立(51)→登録不要だが、登録制度も整備
- ・ 著作者…著作物を創作する者(2①2) (プログラム登録特例法など)
→職務著作の場合は、原則として法人その他の使用者となる。(15)
- ・ 同様の著作物が独自に複数創作された場合
→それぞれに著作権が認められる。(相対的独占権)
- ・ 存続期間(51)：著作者が個人…著作者の死後50年を経過するまで
著作者が法人…公表後50年を経過するまで

	著 作 権 法	特 許 法
法の目的	文化の発展	産業の発展
保護対象	創作的表現（著作物）	アイデア（発明）
権利取得 の 手続	無方式主義（手続不要） （創作と同時に権利発生）	方式主義 （権利取得には出願等の手続必要）
発生権利	著作者人格権、著作財産権	特許権
侵害認定	同一・類似の著作物であっても、 模倣・盗用の関係がなく、独自に 創作されたものに権利は及ばない （相対的独占排他権）	実質的に同一の範囲にあれば、 模倣・盗用の関係がなく、独自に 創作されたものでも権利が及ぶ （絶対的独占排他権）

（２）著作物

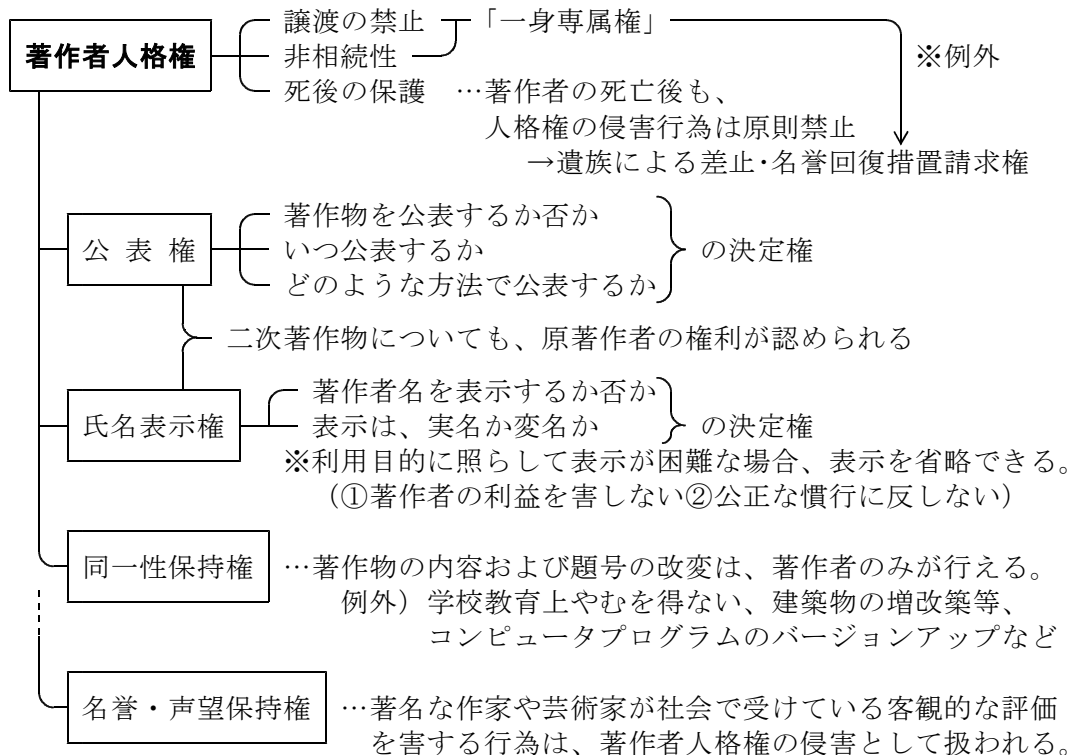


(3) 著作者



(4) 著作者人格権 …創作時に発生し、著作者の死亡時に消滅する。

著作者 — 著作者人格権
— 著作権財産権



(5) 著作権(著作財産権)

著作権(著作財産権)

…一括または枝分権ごとの譲渡可能(対抗要件:登記)

複製権 (21)	有形的に再製する権利(印刷、写真、複写、録音、録画等)
上演権・演奏権(22)	公に(公衆に直接、見せ聞かせることを目的として)、脚本・楽譜などに基づいて上演・演奏する権利 (ビデオライブ、BGM、カラオケでの利用も含む、ただし、上映、公衆伝達にあたるものは除く)
上映権 (22の2)	あらゆる著作物を公に映写して見せる権利 (スクリーン、ディスプレイ、プロジェクター等へ映写) (サウンドトラック等の音声の再生も含む) (公衆伝達にあたるものは除く)
公衆送信権 (23)	放送・有線放送・FAX・Eメール等によって公に送信する権利 自動公衆送信の 送信可能化権 (Webへの掲載権)を含む。
公衆伝達権 (23②)	公衆送信されたものを受信して公に視聴させる権利
口述権(言語) (24)	朗読等により、公に口頭で伝達する権利 録音された「講演、演説、朗読」の公に再生すること含む
展示権(美術・写真) (25)	原作品(写真は未発行もの)を展示する権利 (上映、公衆伝達にあたるものは除く)
頒布権(映画)(26)	映画の著作物の複製物の流通をコントロールする権利
譲渡権(映画以外)	原作品を譲渡する権利。再譲渡には行使不可。(26の2)
貸与権(映画以外)	複製物を貸与(レンタル)する権利 (26の3)
翻訳権・翻案権(27)	二次的著作物を創作する権利 翻訳(原作と異なる言語での表現)、編曲(音楽のアレンジ) 変形(立体化など表現物の形状の変更) 翻案(脚色…台本・脚本化、映画化、 コンピュータプログラムのバージョンアップなど)
二次的著作物の 利用権(28)	原著作物の著作者は、 二次的著作物の著作者と同じ権利を有する

※著作権が譲渡されると、著作者と異なる者が著作権者となる

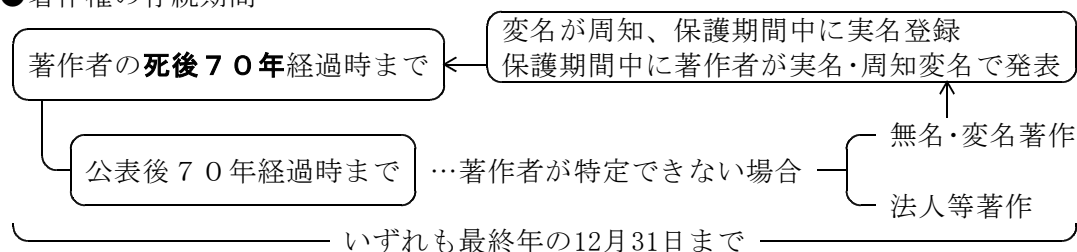
●著作権の制限（自由利用）

- ・私的利用のための複製…店頭ダビング、コピーガード解除、海賊版ダウンロード等は違法
- ・図書館等における複製
- ・公表された著作物の引用…公正な慣行に合致し、目的上正当な（従たる）範囲内で
- ・教育目的の利用…教科書等へ掲載、学校教育番組の放送等、学校等における複製等
- ・試験問題としての複製等
- ・視聴覚障害者のための複製等…点字化、音声化、文字化など
- ・営利を目的としない上演等…非営利・無料の上演・貸与・放送中番組の公衆伝達等
- ・時事問題に関する論説の転載等…新聞・雑誌のものを Web 以外で
- ・政治上の演説等の利用
- ・時事の事件の報道のための利用
- ・司法・立法・行政目的のための複製…裁判手続、内部資料、行政情報公開など
- ・放送事業者等による一時的固定…公衆送信権等許諾を得ての放送のための録画等
- ・美術の著作物等の利用…原作品の所有者による展示、展覧会パンフレット掲載など
- ・プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等…バックアップコピーなど

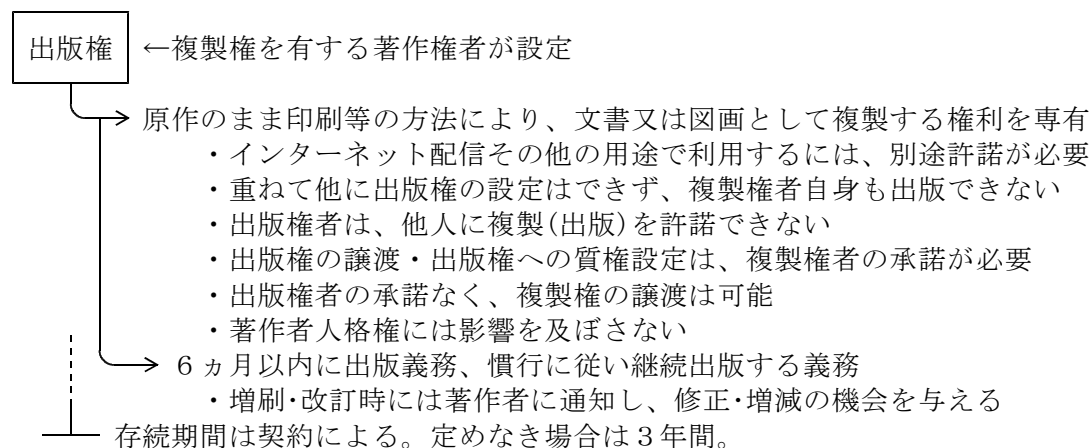
※これらの規定により作成された複製や二次著作物の目的外使用は許されない。

※著作者人格権については、これらの規定の影響を受けない。

●著作権の存続期間



（6）出版権・著作隣接権等



- 著作隣接権者の権利 … 著作者の権利には影響を与えない
 著作隣接権は、一括または枝分権ごとの譲渡可能

		実 演 家 (著作物の実演に限らない)	レコード制作者 (音楽CD等の 原盤作成者)	放 送 事 業 者 (無線通信放送)	有線放送事業者 (IPマルチキャスト放送 は含まない)
保 護 期 間	始 期	実演を行った時	最初に固定した時	放送を行った時	有線放送を 行った時
	終 期	上記から70年 い	発行日から70年 ずれも最終年	上記から50年 の12月31	上記から50年 日まで
著 作 隣 接 権		録音権及び録画権 送信可能化権 放送権及び 有線放送権 商業用レコードの 譲渡権・貸与権等	複製権 送信可能化権 商業用レコードの 譲渡権・貸与権等	複製権 送信可能化権 再放送権及び 有線放送権 テレビ放送 の公衆伝達権	複製権 送信可能化権 放送権及び 再有線放送権 有線テレビ放送 の公衆伝達権
		商業用レコードの 二次使用料受領権	商業用レコードの 二次使用料受領権	← 使用料	
		放送される実演を 有線放送する場合 の報酬請求権	← 報酬		
実演家 人 格 権		氏名表示権 同一性保持権 (名誉・声望保持権を含む)			
		譲渡の禁止 非相続性 死後の保護 → 遺族による差止等の請求権			
		一身専属性 ↓ ※例外			
		実演は公表目的なので公表権はない。			

(7) 著作権等の侵害

著作者人格権、著作(財産)権、実演家人格権、著作隣接権及び出版権について、権利者の許諾なく無断で著作物を利用すると、各権利の侵害となる。

● 著作権等の侵害とみなされる行為 (113)

- ・ 国内ならば著作権等侵害となる行為で作成された物 (いわゆる海賊版) の輸入
- ・ 著作権等の侵害物を認識した上で行う頒布、頒布申出、頒布・輸出入目的での所持
- ・ 知って取得した違法コピー (海賊版) プログラムの業務上の使用
- ・ 権利管理情報の改変 … コピーガードの解除など (※私的利用でも違法)
- ・ 著作者の名誉・声望を害する方法での使用

● 著作権の侵害に対する措置

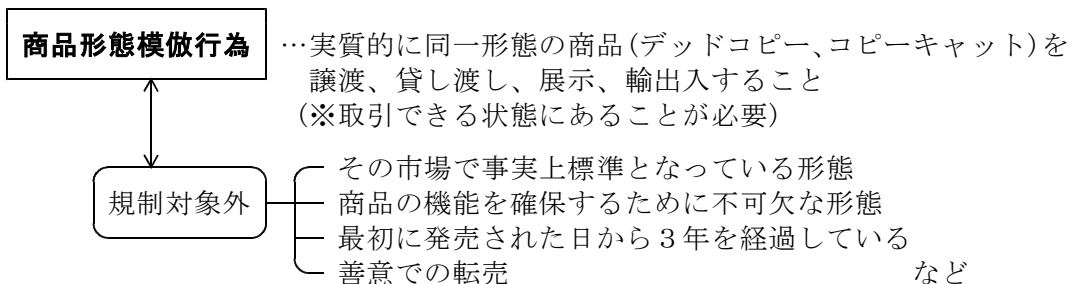
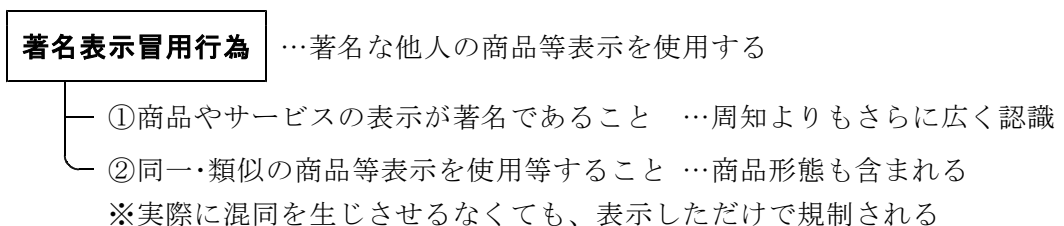
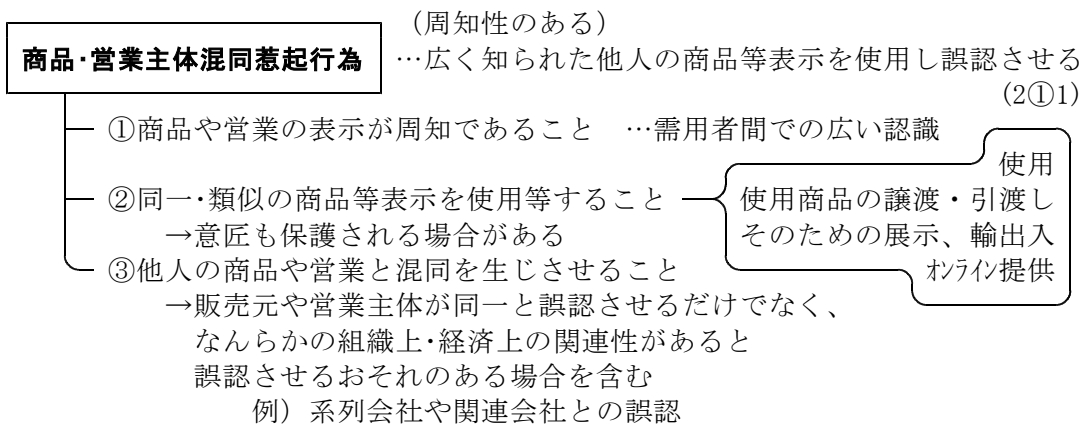
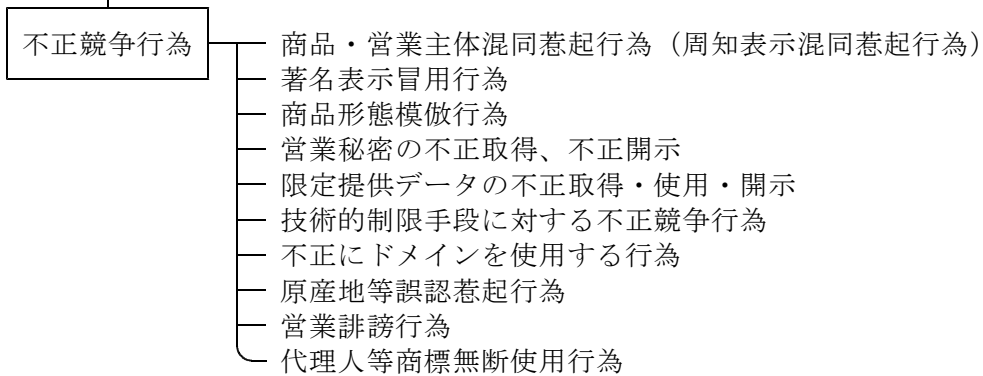
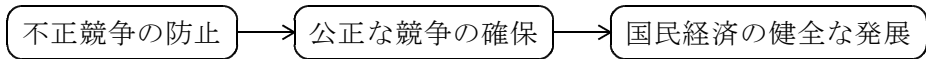
- ・ 差止請求 (112)
- ・ 損害賠償請求 (114, 民709)
- ・ 信用回復措置請求 (115)
- ・ 不当利得返還請求 (民703-704)

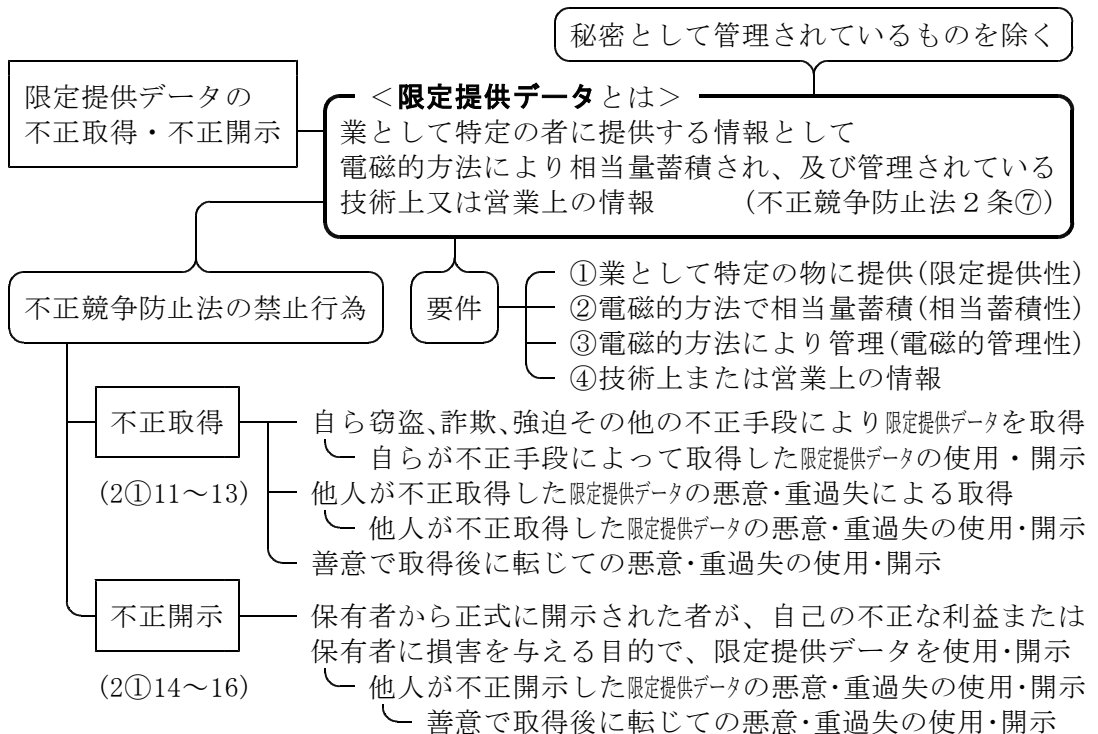
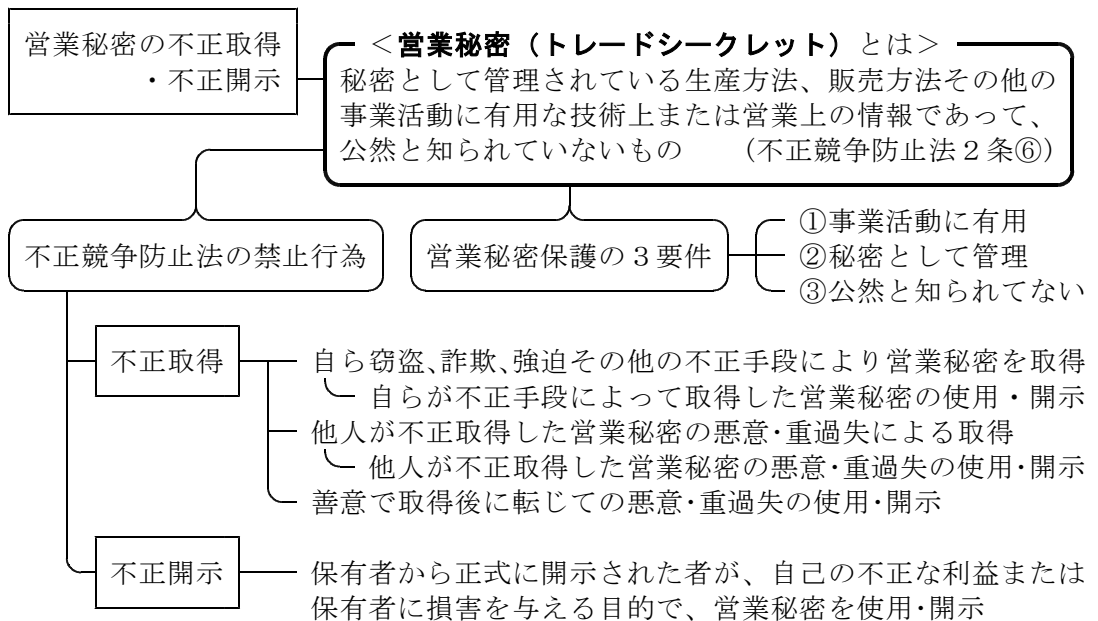
著作権等侵害

原則、親告罪
一部非親告化

刑事罰
(119~124)

5 不正競争防止法





技術的制限手段に対する不正競争行為 …コピープロテクション迂回装置の提供等

不正にドメインを使用する行為 …紛らわしいドメイン名の不正目的での使用等

原産地等誤認惹起行為 …商品や役務の原産地、品質、内容、製造方法、用途、数量等

営業誹謗行為

- ①競争関係にある他人の
- ②営業上の信用を害するような
- ③虚偽の事実の告知し、または流布する

(問題となる行為)

比較広告…虚偽事実の場合

知的財産権侵害の警告…侵害行為がなかった場合
(当該特許等が無効な場合も)

代理人等商標無断使用行為 …輸入代理店による海外商標の無断利用など

●不正競争行為に対する措置

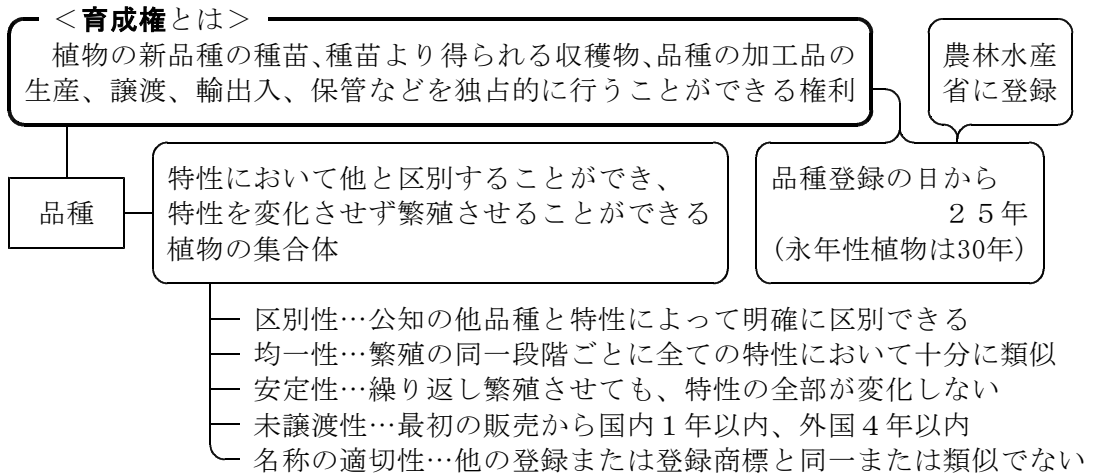
- ・差止請求(3)
- ・損害賠償請求(4、民709)
- ・信用回復措置請求(14)
- ・不当利得返還請求(民703-704)

不正競争行為

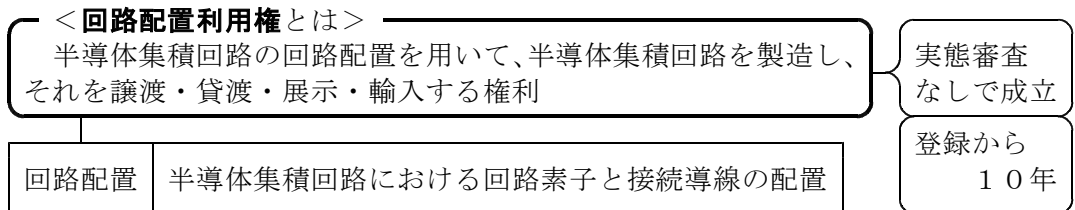
刑事罰
(21～22)

6 その他の知的財産と関連法等

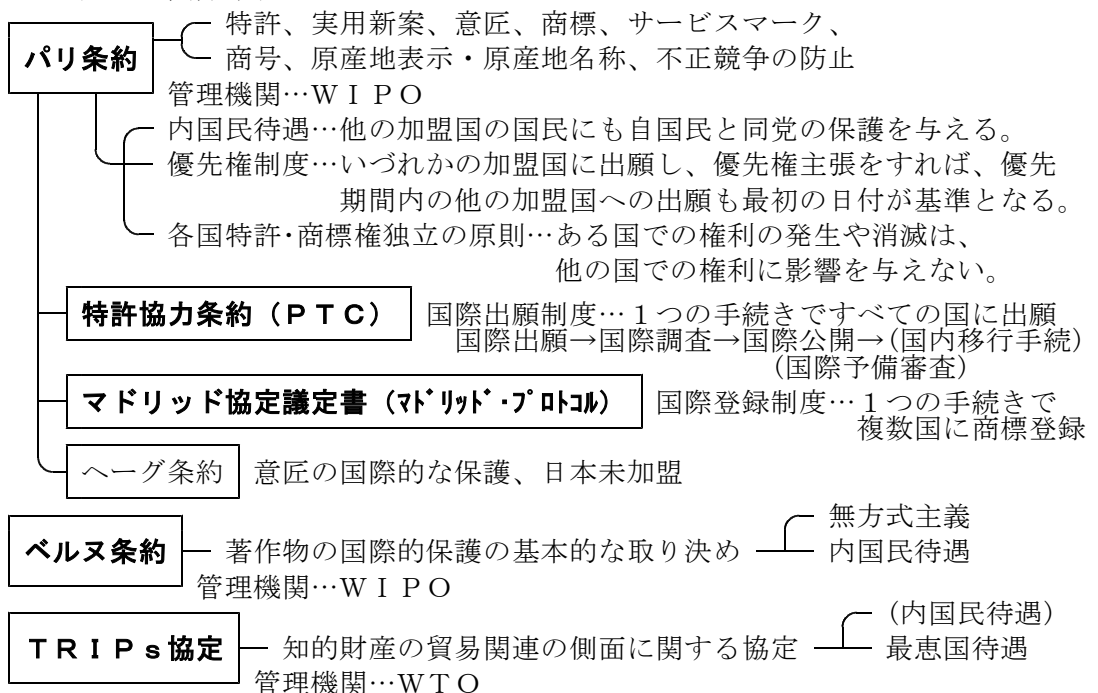
(1) 育成者権 …種苗法による保護 →農林水産大臣に登録



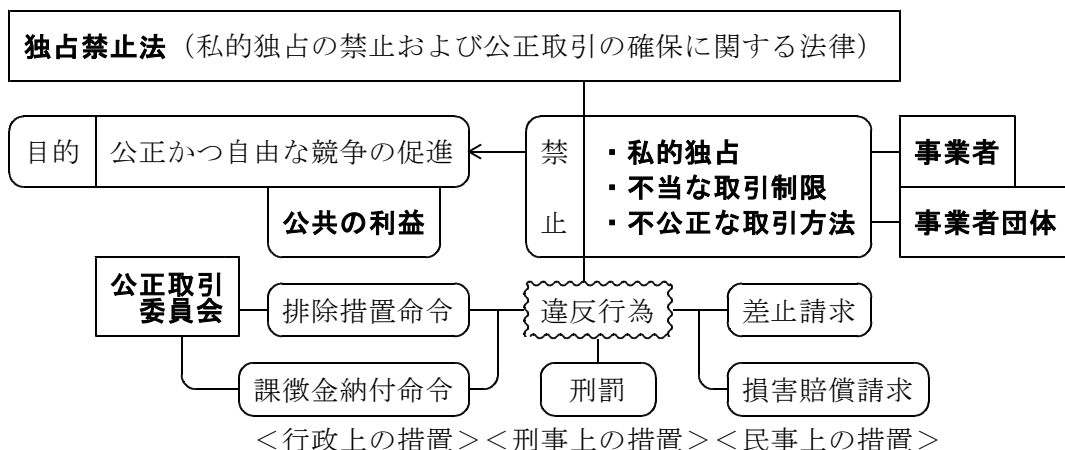
(2) 回路配置利用権 …半導体集積回路配置法 →経済産業省に登録



(3) 知的財産の国際条約



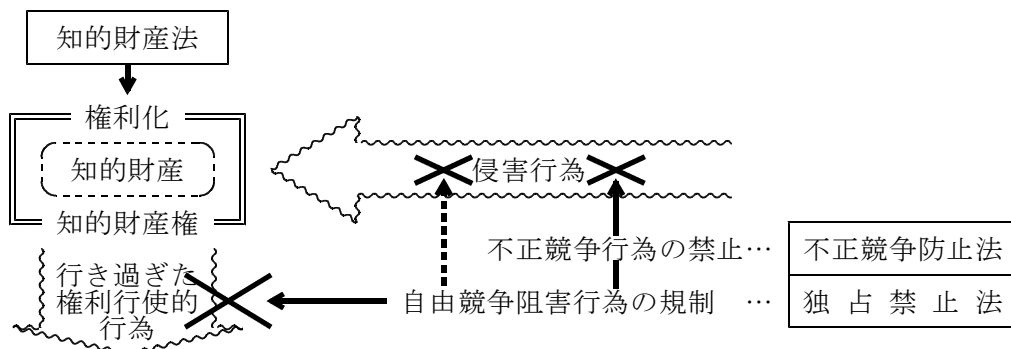
(4) 独占禁止法



●規制対象行為

私 的 独 占	競争の実質的制限	他の事業者の事業活動の排除・支配 例) ダンピング、差別価格、排他的特約店 価格支配、販路支配、株式取得など
不当な取引制限		事業者が相互にその事業活動を拘束 例) カルテル（価格、生産、設備、技術、取引、入札談合）
不公正な取引方法	公正な競争を 阻害するおそれ	正当な理由なく又は正常な商習慣上不当 に行われた公正競争阻害性のある行為 例) 共同取引拒絶、不当廉売、 不当顧客誘因、抱き合わせ販売、 再販価格維持、拘束条件付き取引、 優越的地位の濫用、取引妨害

●知的財産権と不正競争防止法、独占禁止法



●独占禁止法の問題となりうるライセンス契約条項

私的独占	競争事業者間のパテントプール、クロスライセンスを通じて、他の事業者の新規参入を阻害する場合など	
	特許等の集積を通じて他の事業者の事業活動を排除する場合など	
	ライセンス契約上の制限を通じて他の事業者の事業活動を排除する場合等	
不当な取引制限	競争当事者間のクロスライセンス契約において、相互に特許製品の販売価格等を制限する場合など	
	競争事業者間のマルチプルライセンス契約において、相互に特許製品の販売価格等を制限する場合など	
	パテントプール協定において、相互に特許製品の販売価格等を制限する場合など	
不公正な取引方法	違法となる	・販売価格や再販売価格の制限など
	違法のおそれ強い	・特許権等消滅後の使用制限や実施料の支払義務 ・研究開発活動の制限 など
	違法のおそれあり	・販売、輸出地域制限 ・利用技術分野の制限 ・特許製品またはその原材料や部品等の品質制限 ・ライセンス技術の権利の有効性を争わない義務(不爭義務) ・技術の利用と無関係なライセンス料の設定 など
	原則適法	・実施可能な期間の制限 ・製造のみ、販売のみなど、区分してのライセンス ・サブライセンスの制限 ・最低製造数量等の義務づけ など

(5) 知的財産に関する紛争

ADR (裁判外紛争解決機関) — 日本知的財産仲裁センターなど

※著作権紛争については、文化庁長官のあっせん制度もある。

知的財産に関する訴訟 — 行政訴訟…産業財産権の審決取消訴訟など
民事訴訟…知的財産侵害に対する損害賠償請求など
刑事訴訟…知的財産侵害に対する罰則

知的財産高等裁判所 知的財産に関する事件を専門的に取り扱う裁判所

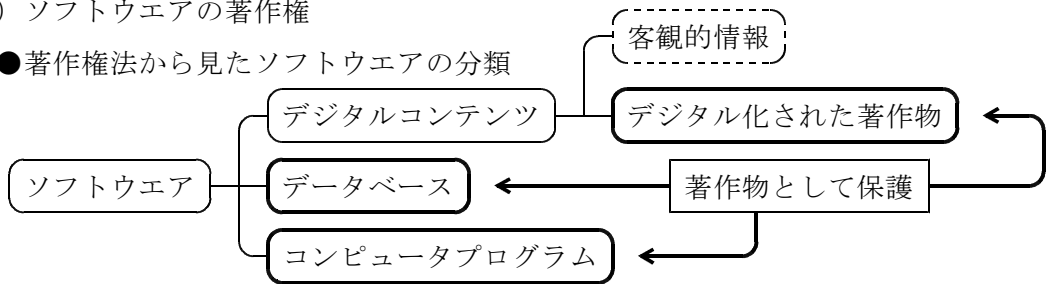
東京高等裁判所の特別の支部(知的財産高等裁判所設置法)

- 産業財産権の審決取消訴訟の第1審
- 知的財産関係民事事件(技術型)の控訴審…第1審は東京地裁・大阪地裁
- 知的財産関係民事事件(非技術型)、その他知財事件の東京高裁管轄の控訴審
- ※技術型…特許権、実用新案権、回路配置利用権、プログラム著作権の事件
- ※非技術型…意匠権、商標権、一般の著作権、育成者権、不正競争による営業上の利益の侵害の事件

7 コンピュータソフトウェアの知的財産権

(1) ソフトウェアの著作権

●著作権法から見たソフトウェアの分類



●コンピュータソフトウェアの著作権の主な特例

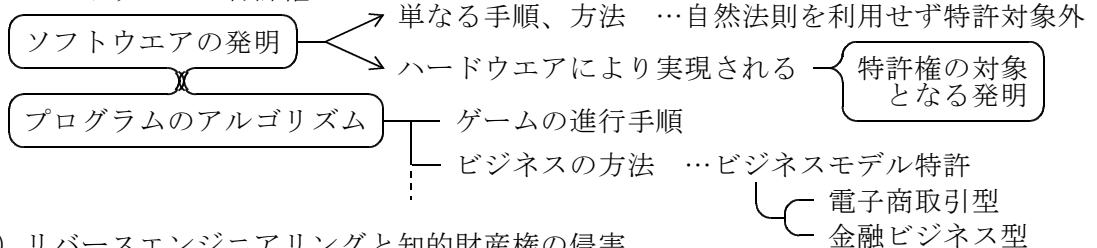
<著作権の制限（自由利用）>

- ・プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等（バックアップ、バージョンアップ）
- ・保守、修理等のための一時的複製（バックアップ）
- ・送信の障害の防止等のための複製（ミラーリング、バックアップ、キャッシング）
- ・送信可視化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等（検索ページ）
- ・情報解析（リバースエンジニアリング）のための複製等
- ・電子計算機における著作物の利用等に伴う複製（処理過程における記録）

<登録>

- ・プログラムの著作物の創作年月日の登録（発表・発行だけでなく創作も）

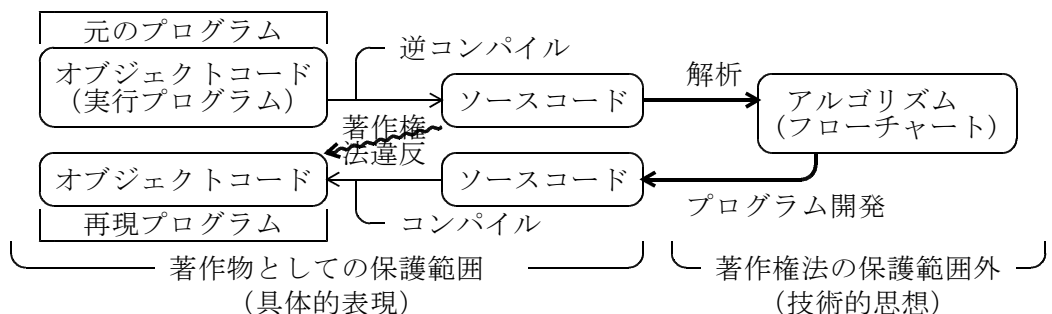
(2) ソフトウェアの特許権



(3) リバースエンジニアリングと知的財産権の侵害

<リバースエンジニアリングとは>

他社の開発した工業製品を調査・解析・研究し、そこに含まれている技術的アイデア、情報、ノウハウ等を製品から逆の過程を遡って抽出すること



※逆コンパイルされたソースコードは元のソースコードの複製となるから、それをコンパイルしてオブジェクトコードを作成することは著作権侵害。

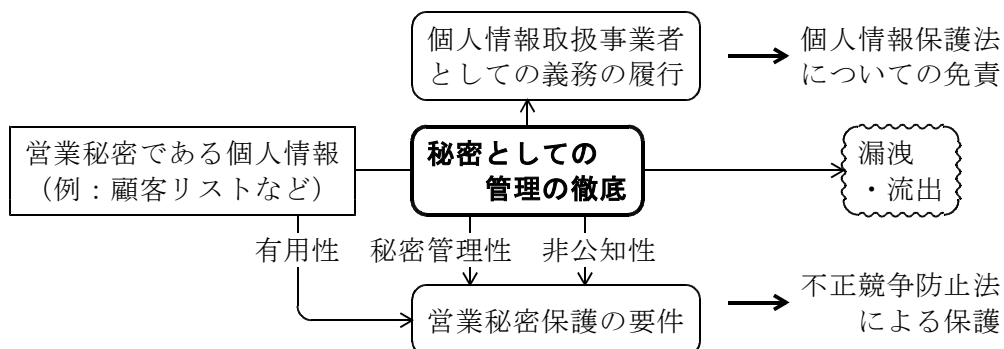
※アルゴリズムまで遡って、別途そこから開発すれば著作権違反は問えない。

8 営業秘密と個人情報保護

(1) 個人情報の保護に関する法律



(2) 営業秘密としての個人情報の取扱い



9 事例研究・事例紹介

(1) 事例研究演習 …契約条項の検討

次の文章を読んで、以下の設問について考えなさい。

A社は合成樹脂メーカーであるが、将来有望とされる新素材Xの事業化を検討している。特許調査を行ったところ、技術開発専門のB社が新素材Xについての特許権を保有していることが判明した。このため、A社はB社に対しその実施許諾を受けたい旨を申し入れたところ、B社から次の条項を含む実施許諾契約書案が提示された。なお、上記の特許権を意味する「本件特許権」、本件特許権のクレーム（特許請求の範囲）によりカバーされる新素材Xを意味する「本件製品」の用語は、それぞれ別の条項において定義されている。

第a条 B社はA社に対し、B社が保有する本件特許権に基づき日本国において本件製品を製造、使用および販売する独占的通常実施権を許諾する。

第b条 この契約に基づき許諾された権利の対価として、A社はB社に対して以下の実施料を支払う。

(a) 一時金：金1億円

(b) ランニング・ロイヤルティ：本件製品の総売上高の5%に相当する金銭

第c条 A社は、本件特許の有効性を争わない。

第d条 B社は、A社が本件製品の製造、使用または販売によりたとえ第三者の保有する特許権を侵害したとしても、その責任を負わない。

第e条 A社は、第三者が本件特許権を侵害する事実を知ったときは、その旨をB社に報告する。この場合、B社はその判断によりその侵害を排除する法的措置をとることができる。

(設問1)

第a条には、「独占的通常実施権」とあるが、これはどういう意味か。またA社の立場からみて、これを「専用実施権」と比べた場合のメリットとデメリットには何があるか。

(設問2)

第c条によると、A社は具体的にどのようなことが禁止されるのか。また、この条項についてのA社の対案としては、どのような内容が考えられるか。なお、この規定の適法性や第a条、第b条との関係も考慮すること。

(設問3)

第d条によると、A社は具体的にどのようなリスクを覚悟する必要があるのか。このようなリスクを回避または最小化するためには、A社の対案として、どのような内容が考えられるか。この際、第a条、第b条との関係も考慮すること。

(設問4)

第e条によると、A社は具体的にどのような場合にどういう不利益を覚悟する必要があるのか。このような不利益をなくすか、または減少させるためには、A社の対案として、どのような内容が考えられるのか。

（設問１の見解）

「通常実施権」とは、特許発明を業として実施することができる権利であり、「独占的通常実施権」とは、その実施権を１人だけで独占する権利をいう。この場合、特許権者が自ら実施する権利を留保するかどうかは任意である。いずれにしろ、これらの権利は双方の契約のみで設定でき、特許原簿への登録は不要である。

「専用実施権」とは、設定契約で定めた範囲内で独占的に特許権者から特許発明を実施できる権利であり、その範囲では特許権者でも実施できない。この設定には、特許登録原簿への登録が効力発生要件であり、専用実施権者は、設定契約で定めた範囲内であれば、さらに第三者に対し実施権の設定ができる。

実施権者であるＡ社の立場からみて、「独占的通常実施権」のメリットとしては、「専用実施権」のように特許原簿に登録設定する必要がなく、その費用負担等も軽減できるにもかかわらず、特許権者の実施権を留保しなければ、実質的に「専用実施権」と同様の実施ができることなどがある。反対に、「独占的通常実施権」はあくまで「通常実施権」で債権的権利であるため、物権的権利である「専用実施権」のように特許権の侵害者に対し差し止め請求ができないなどのデメリットがある。

（設問２の見解）

特許権の有効性を争わないこと（不爭義務）とは、特許権に無効事由があってもそれを無効にする手続（無効審判請求）を行わないことを意味する。すなわち、Ａ社は本件特許権についての無効審判請求が禁止される。

このような不爭義務条項は独占禁止法に違反する場合がある。「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法の指針」によれば、不爭義務を課すことは、本来特許が成立しない技術を不当に保護する可能性があるため、市場における競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、不公正な取引方法として禁止される。

この条項に対するＡ社の対案の一例として、独占禁止法に抵触しない範囲で不爭義務を受け入れる代わりに、第 a 条の独占的实施権やそれを前提に支払う第 b 条の実施料の根拠となる本件特許権に基づく実施権の有効性をＢ社に保証させることが考えられる。

（設問３の見解）

例えば、Ａ社が本件製品の販売により第三者の特許権を侵害し、その第三者から特許侵害訴訟を起こされた場合、Ａ社は自ら弁護士費用等を負担し、その訴えに応じなければならない、また敗訴した場合は、本件製品を販売できなくなるばかりか、損害賠償を負担するというリスクを覚悟しなければならない。

このようなリスクを回避または最小化するためのＡ社の対案としては、①Ａ社が本件特許権の実施によって第三者の特許権を侵害しない旨の保証をＢ社にさせ、②侵害訴訟を起こされた場合は、Ｂ社が当事者として第三者の特許権侵害の問題を解決する（保証を履行する）まで第 b 条の実施料の支払いを停止または減額できるようにすることが考えられる。

（設問４の見解）

たとえば、Ｂ社が侵害排除の法的措置をとらない場合、Ａ社は実施権の独占が破れた状態となり、実施料を支払っていない侵害者が実質的にＡ社と同じ権利の実施を行っている不利益が発生することを覚悟する必要がある。

このような不利益をなくすか、減少させるためのＡ社の対案の一例として、①Ｂ社に侵害排除の法的措置をとることを義務づけたり、Ａ社自身が法的措置がとれる専用実施権の設定ができるようにすると同時に、②権利侵害の状態が継続する限り、Ａ社は第 b 条の実施料の支払いを停止または減額請求できるようにすることが考えられる。

（２）相談事例紹介

（事例１）

A社は、関西地区のK市西部でプロパンガス（LPG）を販売している会社である。

A社は、業界の動きに先駆けて、ガスの管理システムを開発することにより、効率化を実現し、業績を伸ばしてきた。管理システムの開発には、関東地区の大手都市ガス会社であるT社のシステム部門が参加しており、コンピュータ技術に関する部分についてはほとんどT社側が行ったが、要件定義や画面・帳票の設計には、A社のノウハウやアイデアが盛り込まれている。

システムの開発から数年が経ち、運用も安定してきた頃、T社のシステム開発責任者から、本システムについて、T社単独での特許出願したい旨の申し出があった。ただしA社は、特許成立後も本システムの使用に関しては、従来どおり行えるものとし、出願に関する費用負担も当然ながら一切発生しない。またT社は、本システムに関する事業活動を関西地区においては行わないことも、従来どおりである。

当初から、特許など念頭になかったA社社長は、T社に特許が成立してもA社の事業活動に影響はないようであり、共同出願にする場合の費用分担が相当の額で示されていることもあって、今後のT社との関係等を考慮すれば、本提案を受け容れようと考えている。

なお、A社は今後もこのシステムを軸とした事業活動を続け、システムも改良しながら維持運営し、競合他社に対するアドバンテージを保っていきたいと考えている。

A社として、提案の受け容れに問題はないか。

（事例２）

B社は、関西地区のK市南部で金属加工業を営んでいる。

B社は、あるスポーツ器具に関する実用新案権を保有しており、かつてはその器具を製造販売していたが、現在は既に事業として実施していない。その器具は、簡単な構造であるが、意外なことに危険が潜んでいたため、開発にあたっては、地元国立大学と共同でテストを繰り返し、それらの研究成果を盛り込んだ上で、実用新案も申請した。

B社が、そのスポーツ器具の事業から撤退する数年前から、九州地区のF社が同様の器具を販売し始めたが、競合することもなく、B社は撤退した。

現在も販売されているF社の器具は、B社のものと見た目には大きな違いがないが、素材や加工等が粗悪で、潜在する危険に対しても、何ら対策がなされていない。

B社社長は、現在もそのスポーツを行っており、かつてそのスポーツの専門誌にコラムを出したこともあった。このためか、現在もF社の製品についてB社のものと混同・誤認している競技者もいるようで、B社にも問い合わせの電話が時々ある。

このためB社社長は、同じ競技者として、事故の危険性を放置できないばかりでなく、事故が発生した場合には、B社の信用にも問題が発生する可能性もあり、なんとか粗悪品の販売をやめさせたい、とも思っている。

保有している実用新案権などを使って、F社に対し、何らかの有効なアクションは起こせないだろうか。

(事例 3)

C社は、関西地区の中心であるO市で、映像コンテンツの撮影、編集業を営んでいた。

C社の経営者は、当時、音声や映像等のサンプル配布に使われていたカード型など変形型のCD-ROMに注目し、その形状について、生産性の向上と次世代となるDVDにも対応できるアイデアを発案し、特許と意匠の両方で登録申請を行った。ところが、意匠登録については申請どおりは認められたが、特許については同様のアイデアが大手音響メーカーV社から申請されていることから却下され、程なく同特許は成立した。

本アイデアについて、C社とV社との権利関係はどうなるのか。C社としては、V社に対してどのような働きかけができるのか。

(事例 4)

D社は、全国的に通信機器・通信インフラを提供している会社である。官公庁からの信頼も厚く、次世代の通信インフラと通信行政に関わるパンフレットの作成を委託された。パンフレット中で、D社が自社のパンフレットに記載した図表やイラストを転用するが、官公庁の刊行物に関しては著作権が成立しないため、その図表やイラストについても著作権が成立しない可能性がある。経営上、他社による利用には制限をかけつつ、官公庁のパンフレットにはそのまま記載して、D社の取組等を世間にアピールしたい。どのような手立てが考えられるか。